

助成金申請書類作成の手引き

令和5年度 燃料電池自動車等の普及促進事業 (FCV車両)

お問い合わせ先・申請書の提出先

公益財団法人 東京都環境公社
東京都地球温暖化防止活動推進センター(愛称:クール・ネット東京)

〒163-0809
東京都新宿区西新宿2-4-1 新宿 NS ビル9階
受付時間:月曜日～金曜日(祝祭日を除く)

9:00～17:00(12時～13時を除く)
ホームページ:<https://www.tokyo-co2down.jp/individual/subsidy/ev/index.html>

※大変お手数おかけしますが、審査業務円滑化のため、お問い合わせについてはホームページ記載の「お問い合わせフォーム(24時間受付)」からお問い合わせいただきますようご協力のほどよろしくお願い申し上げます。

※ご提出後の審査状況はホームページで確認が可能です。

審査状況確認サイト: <https://www.coolnet.tokyo/>

東京都地球温暖化防止活動推進センター(クール・ネット東京)とは

「地球温暖化対策の推進に関する法律」第38条に規定され、地球温暖化防止活動の推進を図ることを目的とする一般財団法人の中から一つを、都道府県知事が指定するものです。東京都においては、財団法人東京都環境整備公社(現公益財団法人東京都環境公社)が平成20年2月4日に、東京都地球温暖化防止活動推進センターとしての指定を受け、同年4月1日に活動を開始しました。

※紙で申請する場合、「消せるボールペン」など訂正が用意にできる筆記用具は使用しないでください。



《目 次》

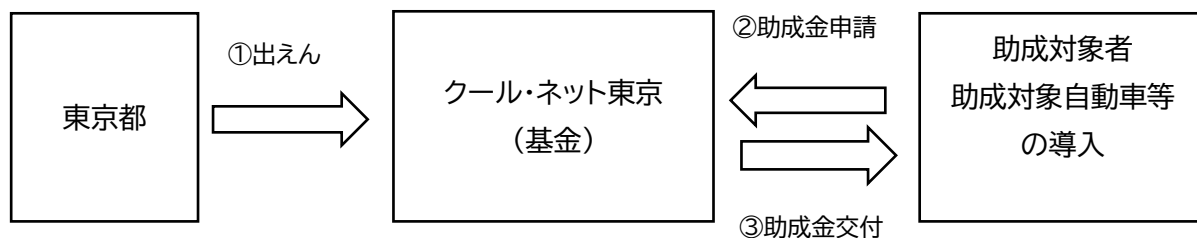
I 事業の概要.....	3
1 目的	3
2 事業の枠組み	3
II 助成金を受け取るまでのスケジュール	5
III 共通事項	6
1 書類の偽装や虚偽申請などにおける不正受給などの不正行為について	6
2 申請対象の確認	7
3 申請書および提出書類の取り扱いについて.....	8
4 助成額について.....	9
IV 対象者における手続方法について	13
1 申請する前に(助成対象者 YES/NO 診断のご案内).....	13
2 オンライン申請 (推奨)	13
3 郵送による申請.....	15
4 受付期限	15
5 申請可能台数	15
6 申請にあたっての留意事項	15
7 手続代行.....	16
V 個人申請	17
1 申請可否フローチャート	18
2 必要書類	19
3 【再生可能エネルギー電力の導入による助成額の増額】.....	21
VI 法人・個人事業主 申請	25
1 申請可否フローチャート	26
2 必要書類	28
3 【再生可能エネルギー電力の導入による助成額の増額】.....	31
VII リース	35
VII-1 リース(貸与先が個人の場合).....	36
1 申請可否フローチャート	37
2 必要書類	38
VII-2 リース(貸与先が個人)再生可能エネルギー電力の導入による助成額の増額申請をする 場合.....	41
1 申請可否フローチャート	42
3 必要書類	44
VII-3 リース(貸与先が法人・個人事業主の場合)	49
1 申請可否フローチャート	50
2 必要書類	52
VII-4 リース(貸与先が法人・個人事業主の場合)再生可能エネルギー電力の導入による助成額 の増額申請をする場合	56
1 申請可否フローチャート	57
3 必要書類	60
VIII 助成金を申請後に必要なこと	65
VIII-2 処分について	68

I 事業の概要

1 目的

「電気自動車等の普及促進事業」(以下「本事業」という。)とは、公益財団法人東京都環境公社 クール・ネット東京(以下「クール・ネット東京」という。)が、都内の個人、事業者等が燃料電池自動車(FCV)を導入するにあたり、その経費の一部を助成することにより、自動車から排出される二酸化炭素の削減を図ることを目的に実施するものです。

2 事業の枠組み



基金の造成

都は、本事業の原資を公社に出えんし、クール・ネット東京はその出えん金により基金を造成します。

助成事業

公社は基金を原資として、助成対象となる FCV 車両を導入する助成対象者に対して、その経費の一部を助成します。

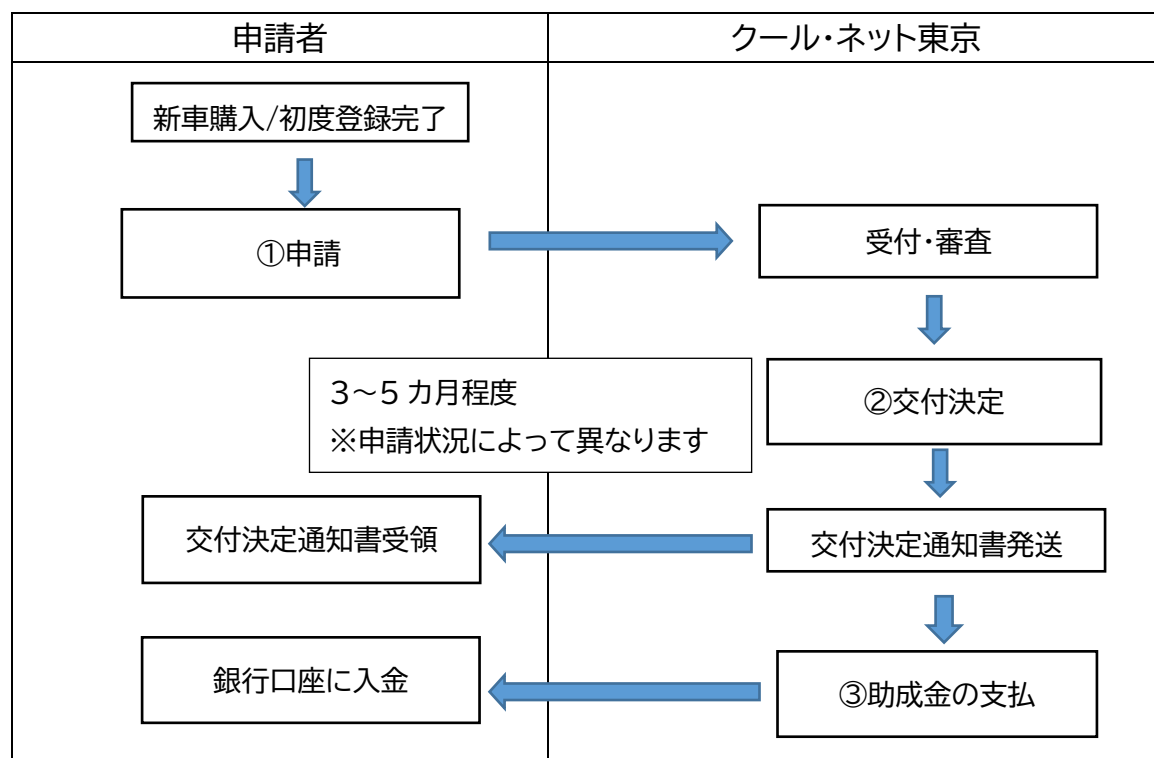
令和5年度の重要ポイント

【補助対象車両の種類】	～令和 5/3/31 まで登録分	～令和 5/4/1 以降登録分
	令和4年度と同じ補助金額及び増額申請要件となります。	令和 5 年度から開始された補助金額及び増額申請要件となります。
	※ 申請期限は初度登録日から1年以内	

★ 主な変更点

令和4年度助成 (～R5/3/31 迄の登録分)	令和5年度助成 (R5/4/1～登録分)																						
	≪新設≫ (1)基本補助額 給電機能【注 1】の有無により助成金額を設定します。 <table><tr><th></th><th>補助対象者</th><th>給電機能 有</th><th>給電機能 無</th></tr><tr><td rowspan="2">EV</td><td>事業者</td><td>37万5千円</td><td>27万5千円</td></tr><tr><td>個人</td><td>45万円</td><td>35万円</td></tr><tr><td rowspan="2">PHEV</td><td>事業者</td><td>30万円</td><td>20万円</td></tr><tr><td>個人</td><td>45万円</td><td>35万円</td></tr><tr><td>FCV</td><td>事業者・個人</td><td>110万円</td><td>100万円</td></tr></table> 【注 1】給電機能:外部給電器・V2H 充放電設備を経由して又は車載コンセント(AC100 ボルト／1500 ワット)から電力を取り出せる機能 (2)自動車メーカー別の上乗せ助成額 令和4年に集計された販売台数から条件に該当する自動車メーカーの車両については、補助額を上乗せします。 (最大 10 万円。対象メーカーについては P15 を参照) (3)高額車両における補助額 高額車両(税抜 840 万円以上)については、算出された補助金額の合計額に 0.8 を乗じた額を補助額とします。(P16 参照)		補助対象者	給電機能 有	給電機能 無	EV	事業者	37万5千円	27万5千円	個人	45万円	35万円	PHEV	事業者	30万円	20万円	個人	45万円	35万円	FCV	事業者・個人	110万円	100万円
	補助対象者	給電機能 有	給電機能 無																				
EV	事業者	37万5千円	27万5千円																				
	個人	45万円	35万円																				
PHEV	事業者	30万円	20万円																				
	個人	45万円	35万円																				
FCV	事業者・個人	110万円	100万円																				
【再生可能エネルギー電力導入による増額申請】 再生可能エネルギー100%電力メニュー契約のみ	【再生可能エネルギー電力導入による増額申請】 ・「太陽光発電システム設置 ←New! ・再生可能エネルギー100%電力メニュー契約																						

Ⅱ 助成金を受け取るまでのスケジュール



- 1 申請者は、助成対象自動車を購入し初度登録を完了した後、**初度登録日から1年以内に**申請を行ってください。

※受付日は申請書記入日、オンライン申請日、消印日ではなく、クール・ネット東京が受領した日になりますのでご注意ください。(オンライン申請上の受付日は、オンライン申請が正常に申請された意味ですので、受領日とは異なります)

申請は、先着順に受理するものとし、受理した申請に係る本助成金の交付額の合計がクール・ネット東京の予算の範囲を超えた日(以下「予算超過日」という。)をもって、申請の受理を停止いたします。予算の範囲を超えそうな場合は事前にホームページで公表いたします。

予算超過日に複数の申請があった場合は、当該複数の申請について抽選を行い、受理した申請に係る本助成金の交付額の合計がクール・ネット東京の基金を超えない範囲で受理するものを決定します。

- 2 クール・ネット東京は、申請内容を審査し、助成金を交付すべきものと認めたときは、基金の範囲で本助成金の交付を決定し、交付決定通知書を発送します。
- 3 クール・ネット東京は、交付決定通知書発送から一定期間ののちに、申請者が指定した口座に助成金の支払いを行います。
- 4 審査状況はクール・ネット東京 HP 内で確認できます

Ⅲ 共通事項

1 書類の偽装や虚偽申請などにおける不正受給などの不正行為について

助成金は、東京都の公的資金を財源としており、社会的にその適正な執行が強く求められております。クール・ネット東京としましては、**不正受給などの不正行為に対しては厳正に対処いたします。**

本助成金を申請される方、申請後、交付決定し助成金を受給される方におかれましては、以下の点につきまして、十分ご認識された上で、助成金の申請又は受給を行っていただきますようお願いいたします。

- (1) 助成金の申請者がクール・ネット東京に提出する書類には、いかなる理由があってもその内容に虚偽の記述があってはなりません。
- (2) 助成金で取得した助成対象自動車を、当該の処分制限期間内に処分(助成金の交付目的に反して使用し、譲渡し、交換し、廃棄し、貸し付け、又は担保に供することをいいます。本事業では、住民票の都外転居や車検証上の仕様の本拠の都外変更を含みます。)しようとするときは、事前に処分内容等についてクール・ネット東京の承認を受けなければなりません。なお、クール・ネット東京は、必要に応じて助成対象自動車の管理状況について調査することがあります。
- (3) クール・ネット東京は、申請者及び手続き代行者、その他の関係者が、偽りその他の不正の手段により手続きを行った疑いがある場合は、必要に応じて調査等を実施し、不正行為が認められたときは、当該関係者に対し相当の期間、助成金の交付決定の停止等の処分を行い、その名称及び不正の内容を公表します。
- (4) 前記事項に違反した場合は、クール・ネット東京からの助成金交付決定及びその他の権利を取り消します。また、クール・ネット東京から助成金が既に交付されている場合は、その全額に加算金(年率 10.95%)を加えて助成金を返還していただきます。
- (5) 助成金を受け取るまでに車両を処分された場合について
 - ①申請前:申請できません。
 - ②交付決定前:申請を取り下げてください。

※交付決定後の処分で、公社の事前承認なしに処分が発覚した場合、交付要綱違反にあたる可能性がありますのでご注意ください。交付決定後に処分する際には、必ずクール・ネット東京まで事前にご相談ください。

2 申請対象の確認

申請する前に以下の要件に該当するかどうか、ご確認ください

- (1) 税金の滞納がないもの(交付要綱第 3 条)
- (2) 刑事上の処分を受けていないもの(交付要綱第 3 条)
- (3) 公的資金の交付先として社会通念上適切である(交付要綱第 3 条)
- (4) 暴力団員等でないこと(交付要綱第 3 条 2)
- (5) 都の他の同種の助成金の交付を重複して受けていない(交付要綱第 4 条)
※本助成金においては、都の車両本体以外の装置に対する助成金や、都以外の補助金・助成金の受給については、制限はありません。ただし、他の補助金・助成金において制限を設けている可能性がありますので、各申請先にご確認ください
- (6) 助成対象者(助成対象者がリース事業者の場合は電気自動車等の借主)の自社製品及び助成対象者が役員として所属する民間事業者等の製品ではない(交付要綱第 4 条)
- (7) 都内に住所を有する
- (8) 債権譲渡をしないこと(交付要綱第 11 条)ただし、公社の承認を事前に得た場合はこの限りではない。
- (9) クリーンエネルギー自動車導入促進補助金(以下 CEV 補助金)の対象となっている
- (10) 新車である(中古車、新古車は対象外。ただし、新車であっても試乗車など社用車扱いのものは対象外)
- (11) 初度登録日から申請受付日までの期間が1年以内であること
- (12) 車両の支払いはいずれかに該当すること
 - ① 助成対象者が購入し、代金の支払いが完了していること。
 - ② 助成対象者が割賦販売(所有権留保付ローン)で購入し、ローン会社等による立て替え払いを含めて代金の支払いが完了していること
 - ③ 助成対象者が割賦販売(所有権留保付ローン)で購入し、販売業者と今後全額支払いすることを契約していること
- (13) 助成金受取口座の口座名義人は申請者と同一であること(申請者と異なる名義の口座を、助成金振込口座として登録することはできません)
- (14) 自動車検査証の記載について、下記表の要件を初度登録時から継続して満たすこと(交付要綱第4条)

自動車検査証 の記載事項	通常の購入 の場合	リース契約 の場合	割賦販売(所有 権留保付ローン) で購入する場合	民間事業者等の役員又は従業員が、申 請車両の管理責任者として「自動車保管 場所証明書」を取得している場合
所有者の氏名 又は名称	助成対象者と 同一名義	リース事業者	販売業者又は ローン会社等	助成対象者と同一名義 (割賦販売で購入する場合は、自動車販 売業者又はローン会社等)
使用者の氏名 又は名称	助成対象者と 同一名義	貸与先の名義	助成対象者と同 一名義	民間事業者等の役員又は従業員の名義
使用の本拠の 位置	都内	都内	都内	都内

3 申請書および提出書類の取り扱いについて

原則、クール・ネット東京にご提出いただいた全ての申請書および添付書類は返却いたしませんので必ずコピーなど控えをとってからご申請いただくようお願いいたします。必要のない申請書や誤ってご提出いただいた申請書等は責任を持って破棄いたします。

4 助成額について

オンライン申請時に助成金額は自動計算されます。

助成金額については助成金算定ツール(車両補助金額シミュレーション)を使用しながら算出し、申請を進めていただくようお願いいたします。

★助成金額算定ツール(車両補助金額シミュレーション)

https://www.coolnet.tokyo/zev_subsidy_calculator/

～注意事項～

- 交付申請を提出する前に再生可能エネルギー電力導入による増額申請が可能かどうか、必ずご確認ください。申請を行って下さい。交付決定後に増額分を追加で申請することは出来ません。
- 再生可能エネルギー電力導入による増額申請は、申請時までに設備の設置済み若しくは契約済みであることが要件です。交付申請時に増額が証明できる書類を添付の上、ご提出いただくようお願いいたします。

(1) 初度登録日が令和5年3月31日までの車両

★令和4年度の助成率となります。

車両区分	申請者種別 (リースの場合は貸与先の種別による)	通常	初度登録日： 令和5年3月31日まで
			再エネ100%電力メニュー契約
FCV	法人・個人事業主 ・区市町村・個人(都民)	1,100,000 円	1,350,000 円

※1 車両の用途が事業の目的に合致する場合は、法人格を有しない団体も助成対象になります。以降、本手引き内の「法人」には、これを含めます。

※2 再生可能エネルギー電力導入による増額申請は、再生可能エネルギー100%電力もしくは太陽光発電システムのどちらか一方になります。また増額申請の場合、リース事業者からは申請できません。貸与先から申請してください。

(2) 初度登録日が令和5年4月1日以降の車両

★令和5年度の助成率となります。

補助対象		補助額			
		通常額 (給電機能有)	通常額 (給電機能無)	再エネ 100% 電力メニュー契約 (通常額に上乗せ) ※2	太陽光発電システムの 設置(2kW) (通常額に上乗せ) ※2
FCV	個人・法人 ・事業主	1,100,000 円	1,000,000 円	+ 250,000 円	
	リース事業者			貸与先からの申請になります。 (金額は上記貸与先の区分による)	
ZEV普及特別支援制度の基 準を満たすメーカー車の場合		上記算出された金額に最大 100,000 円まで上乗せ			
留意事項：高額車両(本体価格が税抜 840 万円以上)の場合、補助金額の総額に 0.8 倍を乗じる。					

※1 車両の用途が事業の目的に合致する場合は、法人格を有しない団体も助成対象になります。以降、本手引き内の「法人」には、これを含めます。

※2 再生可能エネルギー電力導入による増額申請は、再生可能エネルギー100%電力もしくは太陽光発電システムのどちらか一方になります。また増額申請の場合、リース事業者からは申請できません。貸与先から申請してください。

① 基本助成金額

給電機能※の有無により、補助額を設定します。

車両ごとの助成金基準額は助成金算定ツール(車両補助金額シミュレーション)のとおりです。

万が一、CEV 補助金の対象となっており、助成金算定ツールの検索に該当しない場合は、大変お手数おかけしますが、クール・ネット東京までご連絡ください。

※給電機能：外部給電器・V2H 充放電設備を経由して又は車載コンセント(AC100 ボルト/1500 ワット)から電力を取り出せる機能

② 自動車メーカー別の上乗せ助成金

次の条件に該当する自動車メーカー(自動車車両製造事業者・自動車輸入事業者)が取り扱う車両については、助成額を上乗せします。(最大 10 万円)

【条件】

令和4年に、都内でZEV乗用車の新車を 20 台以上、非ガソリン乗用車※₁の新車を 300 台以上販売※₂し、以下のいずれかの条件を満たした自動車車両製造事業者・自動車輸入事業者

ア ZEV乗用車の普及水準※₃(5.9%)以上の割合であること。

イ 非ガソリン乗用車の普及水準※₄(37.9%)以上の割合であること。

ウ 最も多くの台数のZEV乗用車を販売

エ 対前年比2倍以上の台数のZEV乗用車を販売

※1 非ガソリン乗用車 ZEV乗用車とハイブリッド乗用車(2020 年度燃費基準 20%向上達成車以上の低燃費車)

※2 令和4年に、都内で新車を 20 台以上、300 台以上販売(令和4年12月31日時点で令和4年に初度登録又は初度検査された車両が、都内に 20 台以上、300 台以上存在)

※3 ZEV乗用車の普及水準(初度登録又は初度検査された乗用車台数に占めるZEV乗用車台数の割合)

なお、5.9%は、令和4年12月31日時点で、令和4年に初度登録又は初度検査された都内に存在する全ての乗用車台数に占める全てのZEV乗用車台数の割合

※4 非ガソリン乗用車の普及水準(初度登録又は初度検査された乗用車台数に占める非ガソリン乗用車台数の割合)

なお、37.9%は、令和4年12月31日時点で、令和4年に初度登録又は初度検査された都内に存在する全ての乗用車台数に占める全ての非ガソリン乗用車台数の割合

【自動車車両製造事業者・自動車輸入事業者ごとの上乗せ助成額】

※下記以外の自動車メーカー・ブランド名の車両について、上乗せ補助の適用はありません

自動車車両製造事業者・自動車輸入事業者名	ブランド名	上乗せ助成額
トヨタ自動車株式会社	トヨタ、レクサス	5万円
日産自動車株式会社	日産	10万円
ビー・エム・ダブリュー株式会社	BMW, MINI	5万円
ボルボ・カー・ジャパン株式会社	ボルボ	5万円
本田技研工業株式会社	ホンダ	5万円
マツダ株式会社	マツダ	5万円
三菱自動車工業株式会社	三菱	10万円
Stellantis ジャパン株式会社	プジョー、シトロエン、DS、ジープ、フィアット、アバルト、アルファロメオ	5万円
Tesla Motors Japan 合同会社	テスラ	10万円

③ 再生可能エネルギー電力導入による増額助成額

再生可能エネルギー電力を導入している場合、助成額を上乗せします。

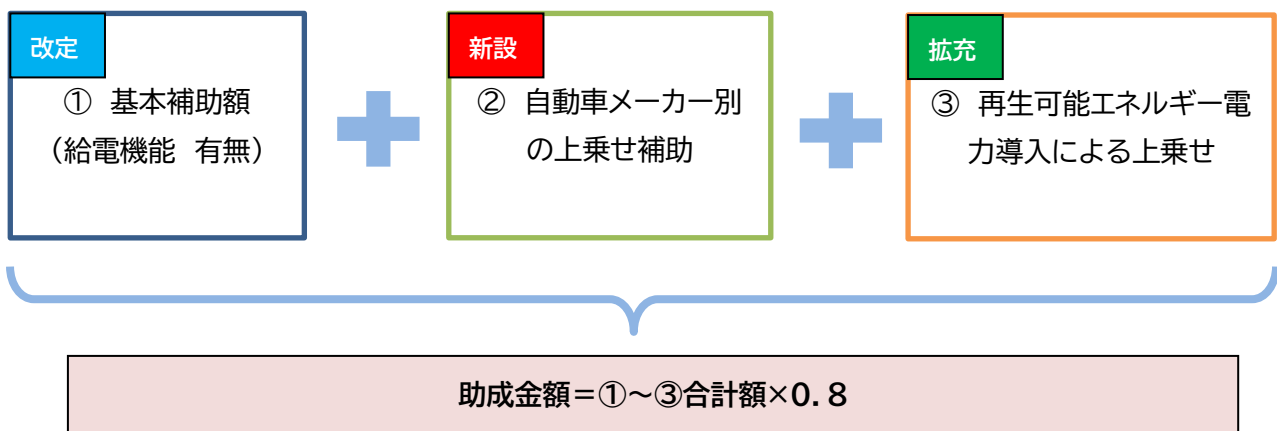
	補助対象者	再生可能エネルギー100% 電力契約※	太陽光発電設備設置 ※
EV	法人・個人事業主	12万5千円	25万円
	個人	15万円	30万円
PHEV	法人・個人事業主	10万円	10万円
	個人	15万円	15万円
FCV	法人・個人事業主・個人	25万円	25万円

※ 再生可能エネルギー電力導入による増額申請は、再生可能エネルギー100%電力もしくは太陽光発電システムのどちらか一方になります。また増額申請の場合、リース事業者からは申請できません。貸与先から申請してください。

④ 高額車両における助成額

高額車両(税抜 840 万円以上)については、①から③までの合計額に 0.8 を乗じた額を助成額とします。

【体系図】



IV 対象者における手続方法について

1 申請する前に(助成対象者 YES/NO 診断のご案内)

クール・ネット東京の HP にて申請可能かどうかお調べください。

① クール・ネット東京ホームページより助成金事業のページへ

<https://www.tokyo-co2down.jp/individual/subsidy/ev/index.html>



本HPにおける申請の流れ

申請可能か確認

ホームページ記載の
左ボタンをクリック

② オンライン申請ガイド

記載された質問に回答し、申請可能かどうか調べてください。

本誌では省略いたします。

助成対象者 YES/NO 診断

助成対象者 YES/NO
診断をクリック

2 オンライン申請（推奨）

手続きが簡単で郵送料もかからないオンライン申請にご協力をお願いいたします。

(1) 上記 HP から本 HP における申請の流れ⇒申請1をクリック

申請

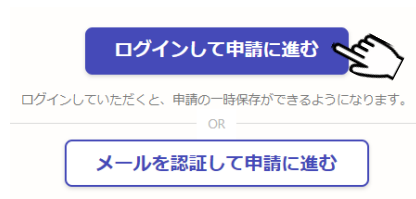
ジャンプ先のオンライン申請はこちらをクリック
誓約事項を必ずお読みいただき、ご了承の上、申請してください。

オンライン申請

● 初めて申請される方は、オンライン申請ガイドから申請を進めてください。

オンライン申請はこちらから

(2) ログインについて



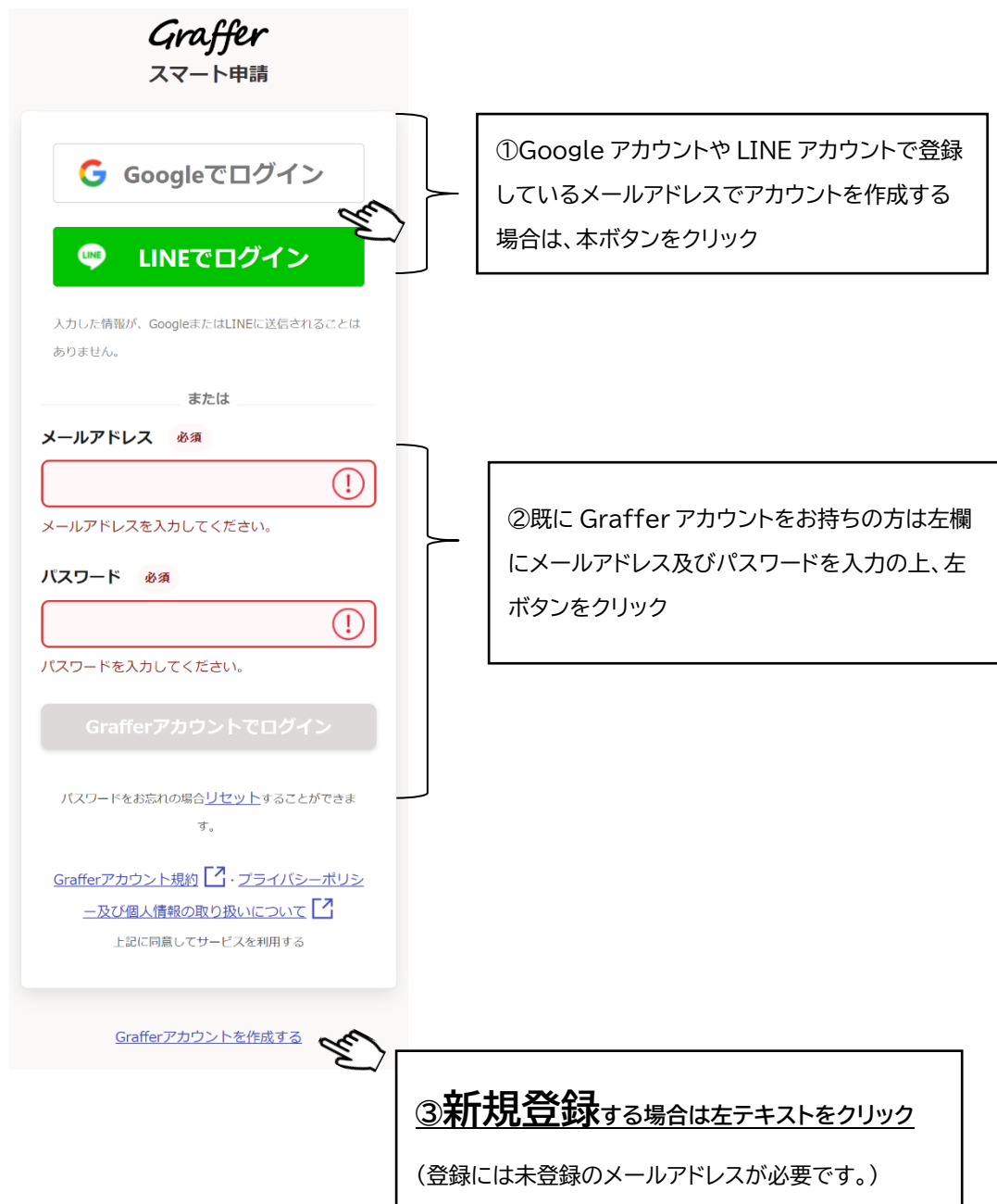
ログインして申請に進む

ログインしていただく、申請の一時保存ができますようになります。

OR

メールを認証して申請に進む

Graffer アカウントを作成すると申請の一時保存ができます。



Graffer
スマート申請

Googleでログイン

LINEでログイン

入力した情報が、GoogleまたはLINEに送信されることはありません。

または

メールアドレス 必須

メールアドレスを入力してください。

パスワード 必須

パスワードを入力してください。

Grafferアカウントでログイン

パスワードをお忘れの場合[リセット](#)することができます。

[Grafferアカウント規約](#) [プライバシーポリシー](#)
[ー及び個人情報の取り扱いについて](#)

上記に同意してサービスを利用する

[Grafferアカウントを作成する](#)

①Google アカウントや LINE アカウントで登録しているメールアドレスでアカウントを作成する場合は、本ボタンをクリック

②既に Graffer アカウントをお持ちの方は左欄にメールアドレス及びパスワードを入力の上、左ボタンをクリック

③新規登録する場合は左テキストをクリック
(登録には未登録のメールアドレスが必要です。)

(3) 以降、申請フォームに従い、入力してください。

3 郵送による申請

オンライン環境がなく、紙による申請を行う場合についてはクール・ネット東京のHPをご参照ください。受領完了のお知らせ等はありませんので、到達記録(書留やレターパックなど)がわかるよう送付いただくことをお勧めいたします。

4 受付期限

受付締切日は令和6年3月29日(金曜日)17:00 必着です。

- ◆ 申請額が予算額に到達した場合は、その時点で申請の受付を終了いたします。
- ◆ 上記の受付期限については、やむを得ない事情があった場合でも延長はできませんのでご注意ください。
- ◆ 予算に限りがございますので、関係書類が整い次第、速やかにご提出くださいますようお願いいたします。

5 申請可能台数

- ① 申請者ごとの助成金支給の台数制限はありません。
ただし、申請額が予算額に到達した場合は、その時点で申請の受付を終了します。なお、予算額の到達が近づいた場合は、ホームページ等でご案内いたします。
- ② 1回の申請で1台の車両を申請してください。複数申請の場合、オンライン申請が便利です。

6 申請にあたっての留意事項

【車両関係】

- ① 申請前に車両を処分している場合は、申請できません。
- ② 申請後、交付決定される前に車両を処分することになった場合は、交付決定せずに取り下げ処理となります。クール・ネット東京あてにお電話いただき、申請取下げを申し出てください。
- ③ 交付決定される前に車両を処分していたことが交付決定後に判明した場合は、交付決定取消しの対象となります。助成金振込済みの場合は、全額返還および違約加算金を請求します。車両の処分をする場合は、必ずクール・ネット東京まで事前にご連絡ください。

【その他】

- ① 審査の過程で、現地確認・調査を行うことがありますので、その際はご協力をお願いします。
- ② 交付決定後、助成対象者の都合で辞退する場合は、次回以降の応募を制限することがあります。
- ③ 職員への働きかけ・陳情等により、公正中立性が確保されないと判断された場合には、審査対象から除外させていただきます。
- ④ 不備がない申請を優先的に審査いたします。不備があった場合、メールや電話にて修正や

書類の提出依頼をいたしますが、場合によっては一度受付を取消し、再度ご申請いただくことがあります。不備のないよう、よくご確認ください。また修正や書類提出の連絡に対して30日間ご連絡が取れなかった場合、申請は取消とし、書類は破棄させていただく場合がございます。ご注意ください。

7 手続代行

助成対象者は、助成対象自動車を販売する者に、助成金交付申請に係る手続きの代行業を依頼することができます。手続代行者は、依頼された手続きについて誠意をもって実施してください。

手続代行を依頼した場合、クール・ネット東京から申請書類等について質問や依頼があるときは、原則として手続代行者に連絡をします。

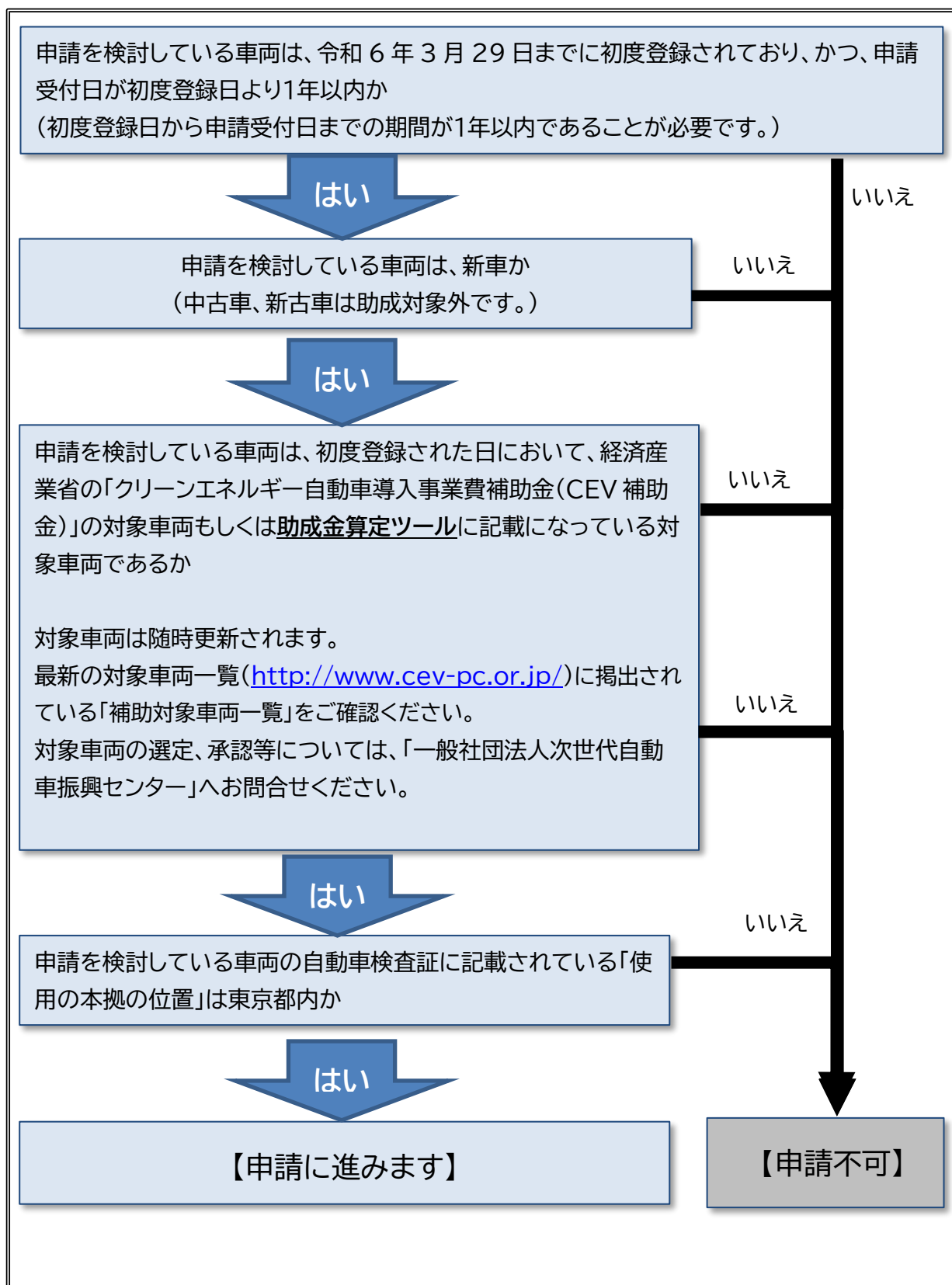
また、クール・ネット東京は、必要に応じて調査を実施し、手続代行者が実施要綱、交付要綱及び本手引きの規定に従って手続きを遂行していないと認めるときは、当該手続代行者に対し、代行の停止を求めることができます。

V 個人申請



個人申請【使用者が個人、再生可能エネルギー増額申請】の場合

1 申請可否フローチャート



2 必要書類

1	助成金交付に係る申請書(第1号様式)(郵送で申請される場合)
2	助成対象者の住民票又は印鑑証明書(コピー可) ※申請日時点で、発行日から3か月以内のものに限る。 ※住民票は、マイナンバー(個人番号)が記載されていないものに限る。
3	購入車両の代金に係る請求書又は注文書(車両本体価格(税込)及び車名・グレードが確認できるもの。)
4	購入車両の代金の支払に係る領収書
5	購入車両の自動車検査証記録事項
6	再生可能エネルギーの導入が確認できる書類 ※再生可能エネルギー電力導入による増額申請をする場合
7	その他クール・ネット東京が必要と認める書類

※オンライン申請時には各書類は、スキャンや写真などでデータ化してください(上限容量は各5MBです)

※契約書等を電子署名で行った場合はタイムスタンプの署名検証画面を添付してください。

《必要書類の詳細》

(1) 購入車両の代金に係る請求書又は注文書

- ① 注文書、売買契約書、請求書、納品請求書、等の名前で、**申請者名**と販売会社名の記載があり、売主と申請者との押印や署名があるなど、契約締結の意思を示した書式であること。
- ② CEV 補助金の対象車種一覧に記載されている**車名・グレード**が確認できること。(印字されていない場合は、手書きで追記可)
- ③ 支払金額全額が確認できること。支払金額は、最終的に確定し、実際に支払った額であること。(領収金額を確認します。)
- ④ 下取り金額・下取り車のリサイクル預託金返金額を新車購入に充当する分は、現金支払分とは別に明記されていること。(リサイクル預託金相当額通知書等でも可)

(2) 購入車両の代金の支払に係る領収書

- ① 領収書の宛名が申請者と同一名義であること。
- ② 請求書などに記載された支払金額全額分以上の領収書が必要。頭金の支払いなどで複数枚に分かれる場合は、全ての領収書を提出すること。
- ③ 金額が車両本体以外のものも区分けせずに記載されている場合は、車両本体の支払額がわかる内訳を明記(別紙でも可)
- ④ クレジット(所有権留保付ローン)で購入の場合はクレジット、ローン契約書を提出すること。(申込書ではなく契約書を提出してください。契約番号が記載されているものが望ましく、少なくとも契約締結日が明記されているものを提出してください)
- ⑤ 申請時に全ての代金の支払いが完了していない場合は、販売業者と申請者で締結された今後全額支払うことが明記された契約書の写し及び約款の写しを提出すること。
- ⑥ 銀行振込についても領収書を提出すること

(3) **自動車検査証記録事項**

- ① 令和5年1月4日以降に初度登録された車両は電子車検証が発行されます。電子車検証は「所有者や申請者の住所」や「使用の本拠の位置」が記載されていないため、「自動車検査証記録事項」をダウンロードの上、ご提出ください。

【国土交通省 電子車検証特設サイト URL】

<https://www.denshishakensho-portal.mlit.go.jp/>

- ② 初度登録(新規登録)時のものを提出すること。 (「登録事項等通知書」、「オンライン情報提供サービスの書類」は無効です。)
- ③ 申請までの間に**登録番号変更**を行った場合は、変更後のもののみで可。その他変更を行った場合は、初度登録時のものと変更後のものがが必要です。
- ④ 「所有者」名と「使用者」名は申請者名と同一であること。ただし、下記の場合は例外として認める。
- (ア) 車両の所有権が留保された購入において、申請車両の「所有者」が販売会社又はローン会社、リース会社等となっている場合。
- (イ) 申請車両の登録又は届出日の年度において、身体障がい者等が使用する自動車に係る自動車税又は軽自動車税の減免制度の適用を受けており、その要件を維持するために、申請車両の「所有者」と「使用者」が一致しない状態となる場合、「所有者」と「使用者」が生計を一にする者である場合に限り、減免制度の適用を受けていることが確認できる書類(写し)、「所有者」と「使用者」の生計同一が確認できる書類(写し)を添付

(4) **再生可能エネルギー電力の導入が確認できる書類**

次のページをご確認ください。

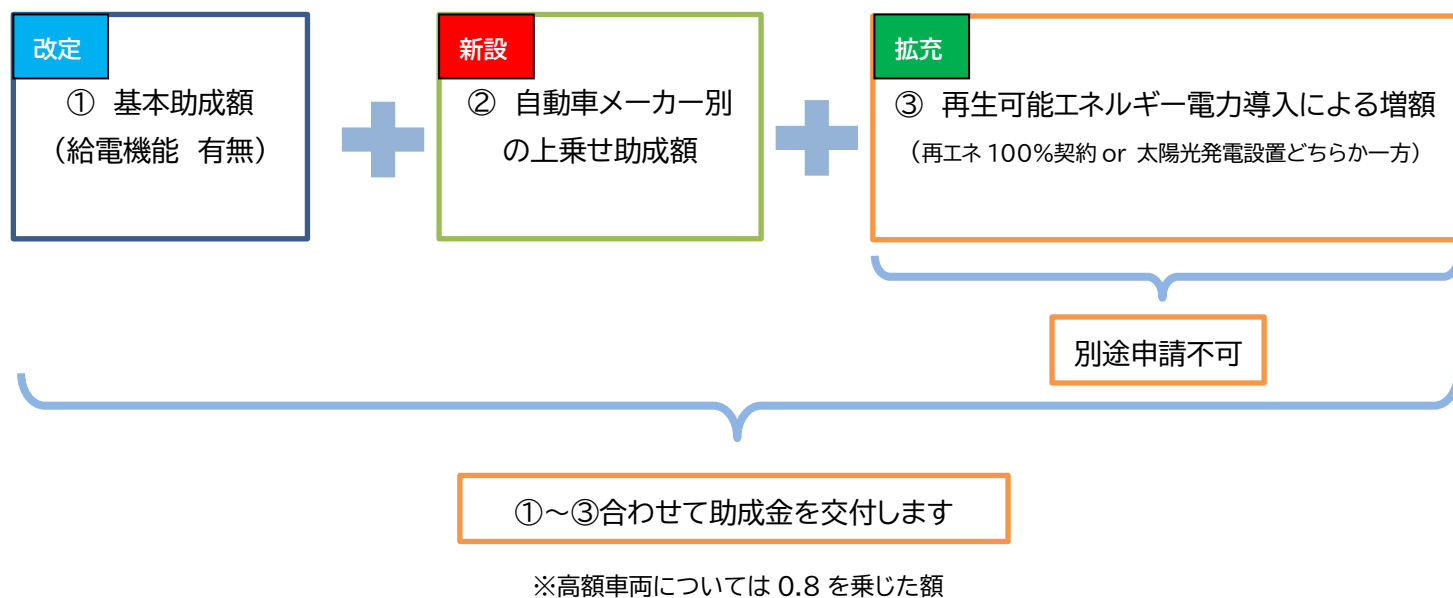
3 【再生可能エネルギー電力の導入による助成額の増額】

再生可能エネルギー100%電力メニューを契約している、又は太陽光発電システムを設置又は自営線で接続しており、一定の要件を満たす場合は、増額された助成額を申請することができます。

【注意点】

- ①対象車両を購入時に導入がなくても、本助成金の申請時に契約済みおよび設置済みであれば申請が可能です。(申し込みの状態では申請不可。契約後および設置後かつ初度登録から一年以内に申請してください)
- ②基本助成額と合わせた申請が必要となりますので、増額分のみを別途申請する等のことはできません。
- ③再生可能エネルギー100%電力メニューの契約、太陽光発電システムの設置の両方を導入されている場合、どちらか一方しか申請できません。

【体系図】



(1)〈再生可能エネルギー100%電力メニュー契約による助成金増額申請〉

【条件】

下記の対象メニューを導入し、電気の供給先が車両の自動車車検証の「使用の本拠の位置」又は自動車保管場所証明書(車庫証明書)もしくは保管場所標章番号通知書に記載の自動車の保管場所の位置と一致していること

■対象メニュー

- ① 環境省が指定する再生可能エネルギー電力メニューを契約している

>> 再エネ 100%電力調達要件について

リンク先 → <https://www.env.go.jp/air/100.html>

(【手法2】再エネ電力メニューについて「再エネ 100%電力メニュー一覧」をクリックの上、ご確認ください。)

- ② 東京都「再生可能エネルギーグループ購入促進モデル事業」(令和元年度から2年度)もしくは、九都県市首脳会議「再生可能エネルギーグループ購入事業」(令和3年度から4年度)で提供する電力メニューのうち、再生可能エネルギーの割合が100%のもの

例:「みんなでいっしょに自然の電気」

【必要書類】

対象メニューの再生可能エネルギー電力メニューを契約している(小売電気事業者等と契約締結済であること(申込書など申込みの状態では申請できません。))、少なくとも下記 4 つが確認できる書類

- ・メニューの名称
- ・提供事業者
- ・契約者名
- ・供給している住所

例:契約書の写し、検針票の写し、Web ページのお客様画面など

※使用の本拠の位置が住民票と同じ住所(Aとする)であるが、Aとは別に2km 圏内に所有の家屋の住所(Bとする)があり、そこで車庫証明を取得・登録し、Bにて再生可能エネルギー100%電力を契約した場合は 車庫証明書もしくは保管場所標章番号通知書に記載の保管場所の位置とBの住所が同一であれば、増額申請が可能です。※(使用の本拠の位置=A≠再エネ電力契約の住所=B)
二世帯住宅等で、電力の契約者と申請車両の使用者が異なる場合も、電力の供給先が上記に該当する場合は増額申請可能です。

※ 既に契約している電力メニューが本助成の対象メニューである場合は、新たに契約する必要はありません。

※ 車両処分制限期間の間、対象メニューの中で電力メニューを変更することは可能です。交付決定後、変更する場合は、「変更届出書」をご提出ください。

※ 車両処分制限期間の間、条件を満たせなくなった場合は必ず申し出てください。

※ 処分制限期間の間、クール・ネット東京又は東京都により契約の継続を確認する場合があります。

(2) 〈太陽光発電システム設置による増額申請について〉

【条件】

以下の①～③のすべての要件を満たしていること。

①発電出力が 2kw(1.995kw 以上)であること

(令和 4 年度初度登録の場合、発電出力が3kw(2.995kw 以上)であること)

② 電気自動車もしくはプラグインハイブリッド自動車の自動車検査証に記載の使用の本拠の位置に設置済みであること又は当該位置に自営線で接続されていること

※設置住所が違う場合、自動車保管場所証明書(車庫証明書)又は保管場所標章番号通知書に記載の自動車の保管場所の位置と同一であれば可。

・ 使用の本拠の位置＝太陽光設置住所(自営線での接続も可)

・ 保管場所の位置＝太陽光設置住所(自営線での接続も可)

③ 当該太陽光発電システムを構成するモジュールが一般財団法人電気安全環境研究所(JET)が定める「JETPVm 認証」のうち、モジュール認証を受けたものであること、もしくは同等以上であること又は国際電気標準会議(IEC)の「IECEE－PV－FCS制度」に加盟する認証機関による太陽電池モジュール認証を受けたものであること。

ただし、すでに太陽光発電システムを導入している場合であって、当該太陽光発電システムが下記の表に掲げる国、都又はクール・ネット東京が実施していた太陽光発電システムに対する助成事業の助成対象となっていたときは、この限りではない。

実施主体		助成制度名称
1	経済産業省 資源エネルギー庁	住宅用太陽光発電モニター事業(平成6年度から平成8年度まで)
2		住宅用太陽光発電導入基盤整備事業(平成9年度から平成 13 年度まで)
3		住宅用太陽光発電導入促進事業(平成 14 年度から平成 17 年度まで)
4		住宅用太陽光発電導入支援対策費補助事業(平成 20 年度から平成 23 年度まで)
5		住宅用太陽光発電導入支援復興対策事業(平成 23 年度から平成 25 年度まで)
6	都	家庭の創エネ・エネルギーマネジメント促進事業(平成 25 年度から平成 27 年度まで)
7	クール・ネット東京	住宅用太陽エネルギー利用機器導入促進事業(平成 21 年度及び平成 22 年度)
8		住宅用創エネルギー機器等導入促進事業(平成 23 年度及び平成 24 年度)

【必要書類】

①②③の要件を満たす書類

書類の例(対象も製品により異なるため下記の例で確認できない場合がございます)

- ◆ 接続契約のご案内
- ◆ 系統連絡票回答書の控え
- ◆ 検針票(購入料金のお知らせなど)
- ◆ 購入実績お知らせサービス
- ◆ Web 検針票
- ◆ 太陽光モジュール(パネル)の保証書
- ◆ 出力対比表
- ◆ 国、都、クール・ネット東京、他の国もしくは区市町村で定める太陽光発電システムに関連した助成を受けたことがわかる書類(交付決定通知書、額確定通知書)
- ◆ 再生可能エネルギー発電事業計画の認定について(認定通知書)
- ◆ 再生可能エネルギー発電設備を用いた発電の認定証明について(認定証明書)

【備考】

- 太陽光発電システムの設置場所が上記に該当しなくても、自営線で上記住所に電力を供給している場合は申請可能です。
- 二世帯住宅や集合住宅等で、太陽光発電システムの所有者と申請車両の使用者が異なる場合も、太陽光発電システムの発電出力量、設置場所が上記に該当する場合は増額申請可能です。
- 太陽光発電システムをリースで設置している場合も、太陽光発電システムの発電出力量、設置場所が上記に該当する場合は増額申請可能です。
- 全量売電の場合でも要件を満たしてれば増額申請可能です。
- 住所が地番標記にて記載のあるものでも可ですが、なるべく使用の本拠の位置と同一である書類をご用意ください。
- その他、上記に記載のない書類でも提出いただくことで審査の中で認められる可能性もございますので、要件を満たすように書類をご提出いただくようお願いいたします。
- 車両処分制限期間の間、上記条件を満たす限りはソーラーパネルの交換等を行うことは可能です。
- 交付決定後、変更する場合は、「変更届出書」をご提出ください。
- **車両処分制限期間の間、条件を満たさなくなった場合は必ず申し出てください。特に、申請者の方が太陽光発電システムの所有者でない場合はご注意ください。**

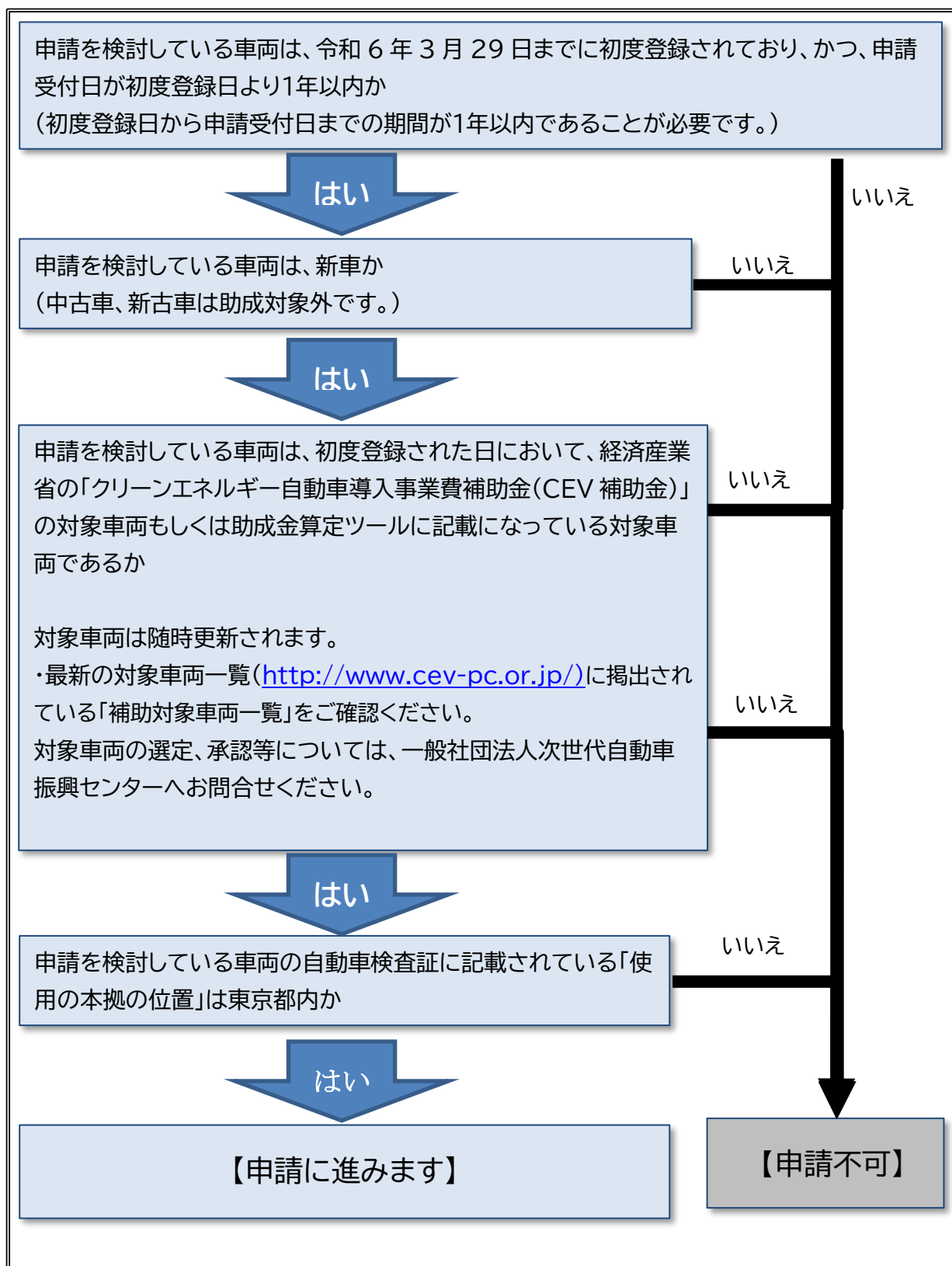
※処分制限期間の間、クール・ネット東京又は東京都により設置の継続を確認する場合があります。

VI 法人・個人事業主 申請

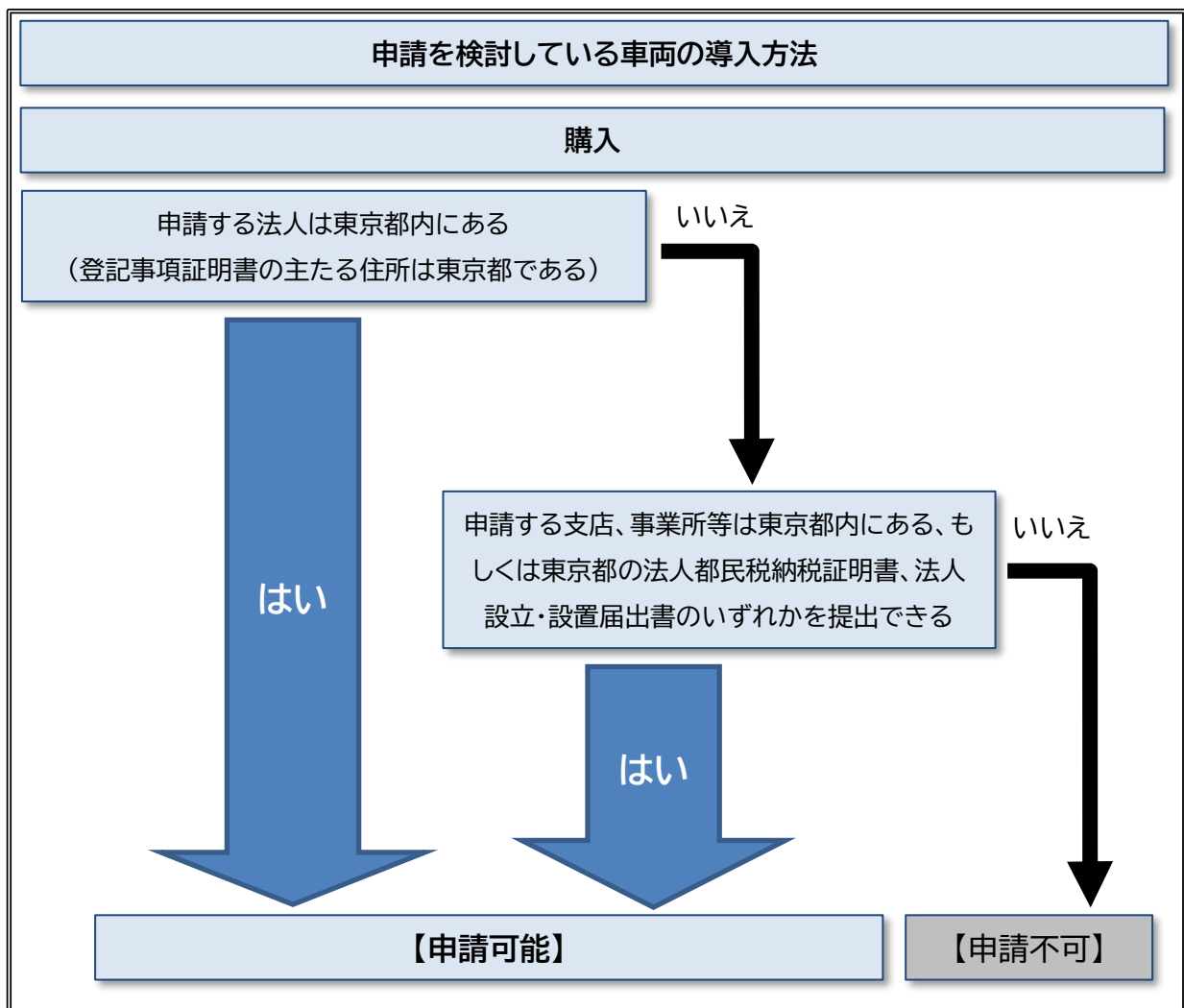


法人・個人事業主申請【使用者が法人・個人事業主】の場合（車両販売事業者代行可）

1 申請可否フローチャート



(1)導入方法＝購入



2 必要書類

1	助成金交付に係る申請書(第1号様式)(郵送で申請される場合)
2	【法人の場合】 登記事項証明書(現在事項全部証明書又は履歴事項全部証明書) ※(原則)登記事項に都内事業所等の掲載の無い申請の場合、法人都民税納税証明書 ※(法人都民税納税証明書が提出できない場合)法人設立・設置届出書 【個人事業主の場合】 住民票又は印鑑証明 ※(原則)都外在住の場合は個人事業税納税証明書 ※(納税証明書が提出できない場合)東京都の開業届、確定申告書
3	購入車両の代金に係る請求書又は注文書(車両本体価格及び車名・グレードが確認できるもの)
4	購入車両の代金の支払に係る領収書
5	購入車両の自動車検査証記録事項
6	車両の管理・使用に係る法人とその社員等による確認書 車両の管理・使用に係る社員の在職証明書 ※所有者と使用者が異なる場合(会社の従業員が使用者となる場合など)
7	再生可能エネルギーの導入が確認できる書類 ※再生可能エネルギー電力導入による増額申請をする場合
8	その他クール・ネット東京が必要と認める書類

※オンライン申請時には各書類は、スキャンや写真などでデータ化してください(上限容量は各5MBです)

※契約書等を電子署名で行った場合はタイムスタンプの署名検証画面を添付してください。

《記載事項の詳細》

(1) 【法人の場合】

登記事項証明書(現在事項全部証明書又は履歴事項全部証明書)(コピー可)

- ① 申請受付日から3か月以内に発行されたものであること。
- ② 登記事項証明書は法務局の印及び発行日のあるもの、全ページの提出が必要です。登記情報提供サービスで発行した登記事項証明書は無効です。
- ③ 申請者の名前や法人名が当該証明書内で確認できること。
 登記事項に都内事業所等の掲載の無い申請の場合、法人都民税納税証明書(提出できない場合は法人設立・設置届出書)を提出すること。その場合、主な事業所が都内であること。

【個人事業主の場合】

住民票又は印鑑証明書(コピー可)

- ① 申請受付日から3か月以内に発行されたものであること。
- ② 都外在住の場合は都の個人事業税納税証明書の写し(納税証明書が提出できない場合は東京都の開業届、確定申告書)

(2) 購入車両の代金に係る請求書又は注文書

- ① 注文書、売買契約書、請求書、納品請求書、等の名前で、**申請者名**と販売会社名の記載があり、売主と申請者との押印や署名があるなど、契約締結の意思を示した書式であること。(申込書は契約締結をしていないので不可)
- ② CEV 補助金の対象車種一覧に記載されている**車名・グレード**が確認できること。(印字されていない場合は、手書きで追記可)
- ③ 支払金額全額が確認できること。支払金額は、最終的に確定し、実際に支払った額であること。(領収金額を確認します。)
- ④ 下取り金額・下取り車のリサイクル預託金返金額を新車購入に充当する分は、現金支払分とは別に明記されていること。(リサイクル預託金相当額通知書等でも可)

(3) 購入車両の代金の支払に係る領収書

- ① 領収書の宛名が申請者と同一名義であること。
- ② 請求書などに記載された支払金額全額分の領収書が必要。頭金の支払いなどで、複数枚に分かれる場合は、全ての領収書を提出すること。
- ③ 金額が車両本体以外のものも区分けせずに記載されている場合は、車両本体の支払額わかる内訳を明記すること(別紙でも可)
- ④ クレジット(所有権留保付ローン)で購入の場合はクレジット、ローン契約書を提出すること。(申込書ではなく契約書を提出してください。契約番号が記載されているものが望ましく少なくとも契約締結日が明記されているものを提出してください)
- ⑤ 申請時に全ての代金の支払いが完了していない場合は、販売業者と申請者で締結された今後全額支払うことが明記された契約書の写し及び約款の写しを提出すること。
- ⑥ 銀行振込についても領収書を提出すること。

(4) 自動車検査証記録事項

- ① 令和 5 年 1 月 4 日以降に初度登録された車両は電子車検証が発行されます。電子車検証は「所有者や申請者の住所」、「使用の本拠の位置」が記載されていないため、「自動車検査証記録事項」をダウンロードの上、ご提出ください。

【国土交通省 電子車検証特設サイト URL】

<https://www.denshishakensho-portal.mlit.go.jp/>

- ② 初度登録(新規登録)時のものを提出すること。('登録事項等通知書'、'オンライン情報提供サービスの書類'は無効です。)
- ③ 申請までの間に**登録の変更等**を行った場合は、変更後のもののみで可。その他変更を行った場合は、初度登録時のものと変更後のものがが必要です。
- ④ 「所有者」名と「使用者」名は申請者名と同一であること。ただし、下記の場合は例外として認める。

ア 車両の所有権が留保された購入において、申請車両の「所有者」が販売会社又はローン会社、リース会社等となっている場合。

イ 使用者が役員もしくは従業員の場合(次の項目(5)を参照)

(5) 車両の管理・使用に係る法人とその社員等による確認書

車両の管理・使用に係る社員の在職証明書

- ①当該法人の役員又は従業員が車庫証明を取得している場合(車検証の使用者が役員・従業員の場合)は、どちらも添付してください。ただし、使用者が役員で、登記事項証明書に役員の記載がある場合は添付不要です。
- ②車両の管理・使用に係る社員の在職証明書には本人確認書類(運転免許証のコピー、健康保険証のコピー、住民票(発行から3か月以内のもの)、印鑑証明(発行から3か月以内のもの、のいずれか))、従業員の給与所得の源泉徴収票の写し(提出できない場合は給与明細)を添付してください。(従業員として在籍していることを確認いたします)

(6) 再生可能エネルギー電力の導入が確認できる書類

次のページをご確認ください。

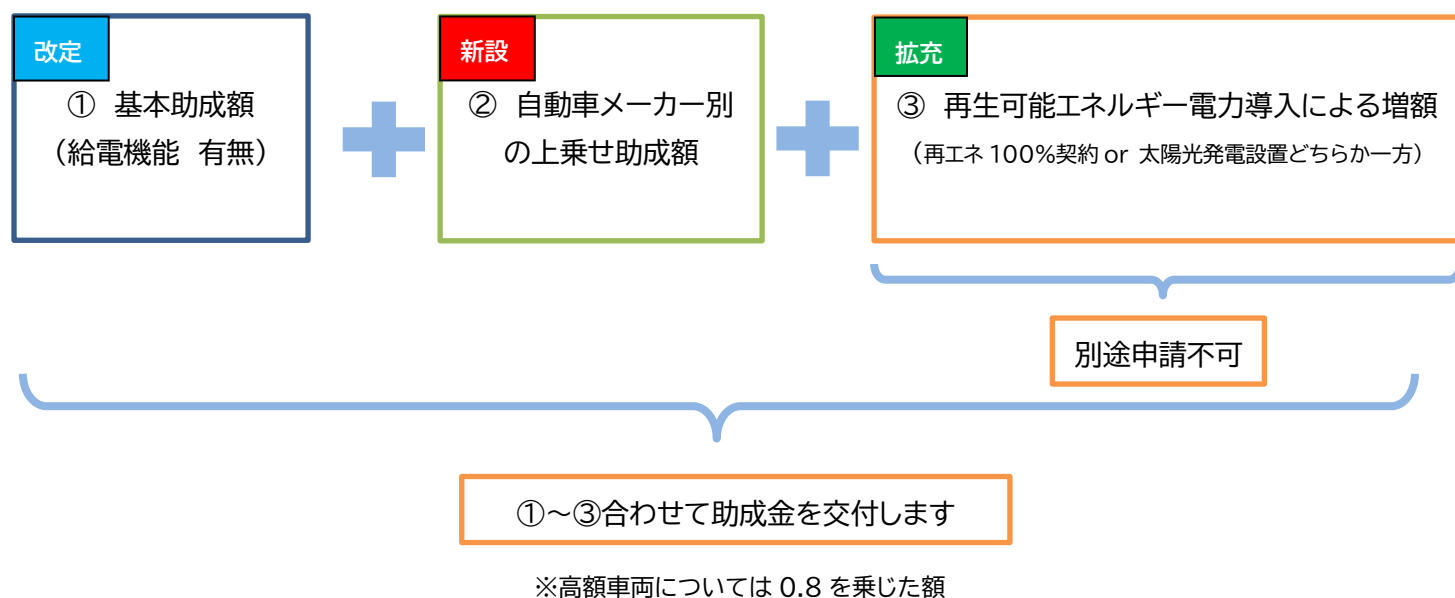
3 【再生可能エネルギー電力の導入による助成額の増額】

再生可能エネルギー100%電力メニューを契約している、又は太陽光発電システムを設置又は自営線で接続しており、一定の要件を満たす場合は、増額された助成額を申請することができます。

【注意点】

- ①対象車両を購入時に導入がなくても、本助成金の申請時に契約済みおよび設置済みであれば申請が可能です。(申し込みの状態では申請不可。契約後および設置後かつ初度登録から一年以内に申請してください)
- ②基本助成額と合わせた申請が必要となりますので、増額分のみを別途申請する等のことはできません。
- ③再生可能エネルギー100%電力メニューの契約、太陽光発電システムの設置の両方を導入されている場合でも、どちらか一方しか申請できません。

【体系図】



(1)〈再生可能エネルギー100%電力メニュー契約による助成金増額申請〉

【条件】

下記の対象メニューを導入し、電気の供給先が車両の自動車車検証の「使用の本拠の位置」又は、自動車保管場所証明書(車庫証明書)若しくは保管場所標章番号通知書に記載の自動車の保管場所の位置と一致していること

■対象メニュー

- ① 環境省が指定する再生可能エネルギー電力メニューを契約している

>> >> 再エネ100%電力調達要件について

リンク先 → <https://www.env.go.jp/air/100.html>

(【手法2】再エネ電力メニューについて「再エネ100%電力メニュー一覧」をクリックの上、ご確認ください。)

- ② 東京都「再生可能エネルギーグループ購入促進モデル事業」(令和元年度から2年度)もしくは九都県市首脳会議「再生可能エネルギーグループ購入事業」(令和3年度から4年度)で提供する電力メニューのうち、再生可能エネルギーの割合が100%のもの

例:「みんなでいっしょに自然の電気」

【必要書類】

対象メニューの再生可能エネルギー電力メニューを契約している(小売電気事業者等と契約締結済であること(申込書など申込みの状態では申請できません。))少なくとも下記の4つが確認できる書類

- ・メニューの名称
- ・提供事業者
- ・契約者名
- ・供給している住所

例:契約書の写し、検針票の写し、Webページのお客様画面など

※使用の本拠の位置が登記事項証明書と同じ住所(Aとする)であるが、Aとは別に2km圏内に所有の家屋の住所(Bとする)があり、そこで車庫証明を取得・登録し、Bにて再エネ100%電力を契約した場合は、車庫証明書もしくは保管場所標章番号通知書に記載の保管場所の位置とBの住所が同一であれば、増額申請が可能です。※(使用の本拠の位置=A≠再エネ電力契約の住所=B)

二世帯住宅等で、電力の契約者と申請車両の使用者が異なる場合も、電力の供給先が上記に該当する場合は増額申請可能です。

※ 既に契約している電力メニューが本補助の対象メニューである場合は、新たに契約する必要はありません。

※ 車両処分制限期間の間、対象メニューの中で電力メニューを変更することは可能です。交付決定後、変更する場合は、「変更届出書」をご提出ください。

※ 車両処分制限期間の間、条件を満たせなくなった場合は必ず申し出てください。

※ 処分制限期間の間、クール・ネット東京又は東京都により契約の継続を確認する場合があります。

(2)〈太陽光発電システム設置による増額申請について〉

【条件】

以下の①～③のすべての要件を満たしていること。

- ① 発電出力が 2kw(1.995kw 以上)であること
(令和 4 年度初度登録の場合、発電出力が3kw(2.995kw 以上)であること)
- ② 電気自動車もしくはプラグインハイブリッド自動車の自動車検査証に記載の使用の本拠の位置に設置済みであること、又は当該位置に自営線で接続されていること。
※設置住所が違う場合、自動車保管場所証明書(車庫証明書)又は保管場所標章番号通知書に記載の自動車の保管場所の位置と同一であれば可。
・使用の本拠の位置＝太陽光設置住所(自営線での接続も可)
・保管場所の位置＝太陽光設置住所(自営線での接続も可)
- ③ 当該太陽光発電システムを構成するモジュールが、一般財団法人電気安全環境研究所(JET)が定める JETPVm 認証のうち、モジュール認証を受けたものであること、もしくは同等以上であること、又は国際電気標準会議(IEC)のIECEE－PV－FCS制度に加盟する認証機関による太陽電池モジュール認証を受けたものであること。
ただし、すでに太陽光発電システムを導入している場合であって、当該太陽光発電システムが下記の表に掲げる国、都又はクール・ネット東京が実施していた太陽光発電システムに対する助成事業の助成対象となっていたときは、この限りではありません。

実施主体		助成制度名称
1	経済産業省 資源エネルギー庁	住宅用太陽光発電モニター事業(平成6年度から平成8年度まで)
2		住宅用太陽光発電導入基盤整備事業(平成9年度から平成 13 年度まで)
3		住宅用太陽光発電導入促進事業(平成 14 年度から平成 17 年度まで)
4		住宅用太陽光発電導入支援対策費補助事業(平成 20 年度から平成 23 年度まで)
5		住宅用太陽光発電導入支援復興対策事業(平成 23 年度から平成 25 年度まで)
6	都	家庭の創エネ・エネルギーマネジメント促進事業(平成 25 年度から平成 27 年度まで)
7	クール・ネット東京	住宅用太陽エネルギー利用機器導入促進事業(平成 21 年度及び平成 22 年度)
8		住宅用創エネルギー機器等導入促進事業(平成 23 年度及び平成 24 年度)

【必要書類】

①②③の要件を満たす書類

書類の例(対象も製品により異なるため下記の例で確認できない場合がございます)

- ◆ 接続契約のご案内
- ◆ 系統連絡票回答書の控え
- ◆ 検針票(購入料金のお知らせなど)
- ◆ 購入実績お知らせサービス
- ◆ Web 検針票
- ◆ 太陽光モジュール(パネル)の保証書
- ◆ 出力対比表
- ◆ 国、都、クール・ネット東京、他の国もしくは区市町村で定める太陽光発電システムに関連した助成を受けたことがわかる書類(交付決定通知書、額確定通知書)
- ◆ 再生可能エネルギー発電事業計画の認定について(認定通知書)
- ◆ 再生可能エネルギー発電設備を用いた発電の認定証明について(認定証明書)

【備考】

- 太陽光発電システムの設置場所が上記に該当しなくても、自営線で上記住所に電力を供給している場合は申請可能です。
- 二世帯住宅や集合住宅等で、太陽光発電システムの所有者と申請車両の使用者が異なる場合も、太陽光発電システムの発電出力量、設置場所が上記に該当する場合は増額申請可能です。
- 太陽光発電システムをリースで設置している場合も、太陽光発電システムの発電出力量、設置場所が上記に該当する場合は増額申請可能です。
- 全量売電の場合でも要件を満たしてれば増額申請可能です。
- 地番標記にて記載のあるものでも可ですが、なるべく使用の本拠の位置と同一である書類をご用意ください。
- その他、上記に記載のない書類でも提出いただくことで審査の中で認められる可能性もございますので、要件を満たすように書類をご提出いただくようお願いいたします。
- 車両処分制限期間の間、上記条件を満たす限りはソーラーパネルの交換等を行うことは可能です。
- 交付決定後、変更する場合は、「変更届出書」をご提出ください。
- **車両処分制限期間の間、条件を満たさなくなった場合は必ず申し出てください。特に、申請者の方が太陽光発電システムの所有者でない場合はご注意ください。**

※処分制限期間の間、クール・ネット東京又は東京都により設置の継続を確認する場合があります。

Ⅶ リース

「リース事業者」の申請について

1 始めに

■リース事業者の皆様へ

再生可能エネルギー導入による増額申請を行う場合は、通常助成金額並びに増額申請分の補助金をリース料に反映させることはできません。貸与先からの申請となり、一括で貸与先に振込となります。またリース事業者が申請する場合に通常申請分をリース金額に含んだ後、追加で増額分を申請することもできません。

リース契約を締結する際は、申請者に対して増額申請するかの確認を行っていただくようお願いいたします。

リース事業者が申請者となる場合は、貸与先に助成金の利益が還元されるよう、リース料金から助成金相当分を減額している必要があります。ここでいう助成金には、本事業以外のもの（CEV補助金やその他の助成金）も含まれます。一括還元は原則、認めておりません。

再生可能エネルギー電力導入による増額申請をすることから、貸与先が申請者となる場合は、減額の必要はありませんが、リース事業者の方は貸与先の方に対し、助成金申請の手続きのご協力をお願いします。

助成金申請時点で、リース契約期間が処分制限期間より短い場合、**助成金交付後**、処分制限期間中にリースを途中解約することになった場合、下表のと通りの扱いとなります。

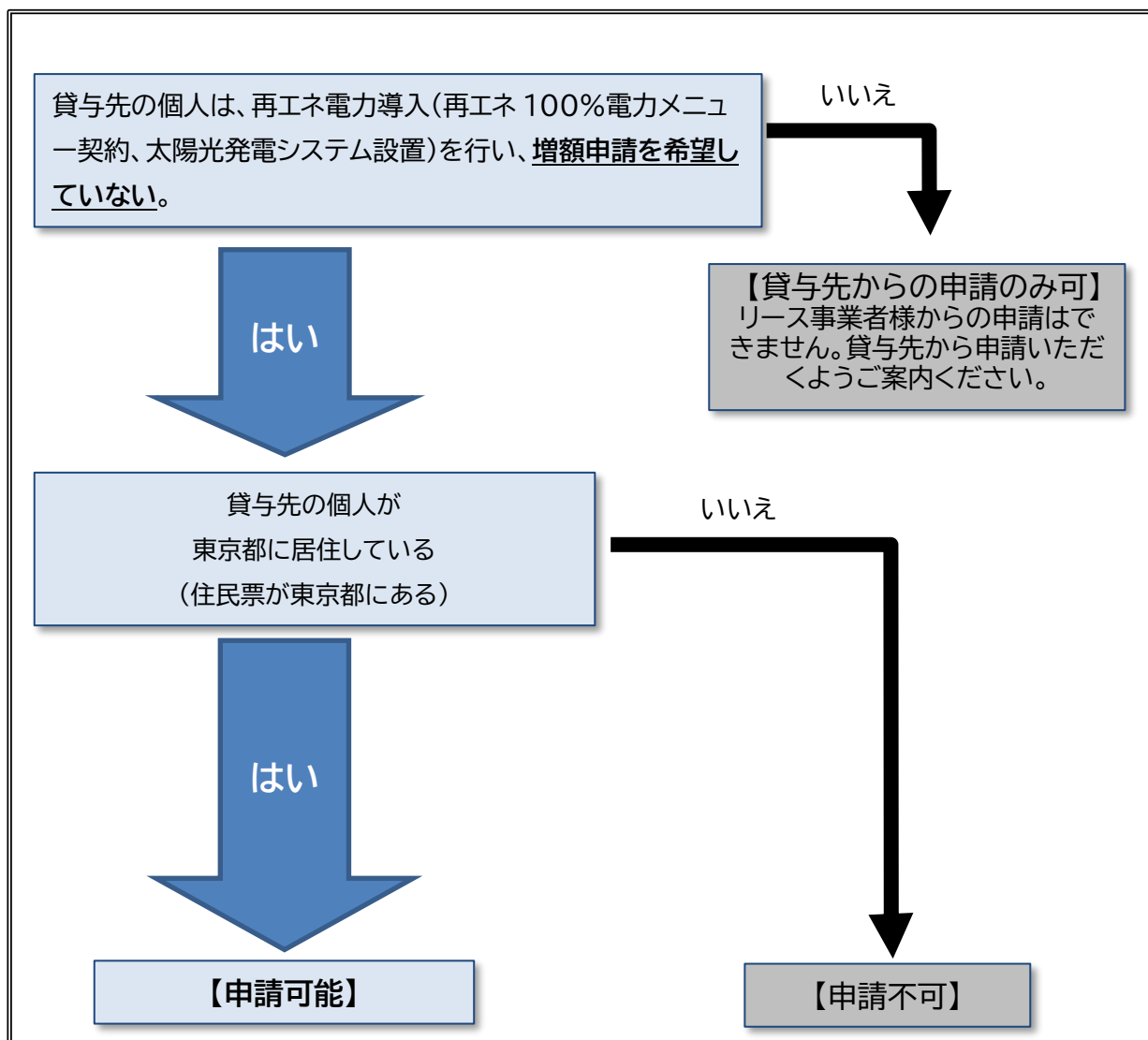
リース契約満了後の予定	助成金申請時点における申請の可否	交付決定後における途中解約
リース事業者が車両保管する	申請不可	返納金あり
当初貸与先に再リースする	事前にご相談ください。	「変更届出書」を提出
新たな貸与先に中古リースする	事前にご相談ください。	・新たな貸与先が本要綱の規定に合致している場合…返納金免除 免除された金額を新たな貸与先に還元されるよう、中古リース料金を減額したうえで、そのことを証明した「貸与料金の算定根拠明細書」及び「再締結したリース契約書」を提出すること。 ・上記以外…返納金あり
当初貸与先に売却する	申請不可	返納金あり
当初貸与先以外に売却する	申請不可	返納金あり
未 定	申請不可	－

VII-1 リース(貸与先が個人の場合)



1 申請可否フローチャート

(1) 貸与先＝個人



2 必要書類

■ リース事業者分

	書 類
1	申請者(リース事業者)の登記事項証明書(コピー可)
2	購入車両の代金に係る請求書又は注文書(車両本体価格(税抜)及び車名・グレードが確認できるもの)
3	購入車両の代金の支払に係る領収書
4	購入車両の自動車検査証記録事項
5	リース契約書(リース事業者及び貸与先双方の印があるもの)様式)
6	貸与先の誓約書(第2号様式)
7	貸与料金の算定根拠明細書(第9号様式)
8	上記がそろわない等、審査に必要な内容の確認できる書類がない場合は、その他クール・ネット東京が必要と認める書類

■ 貸与先分

	書 類
1	住民票又は印鑑証明書(コピー可)
2	上記が揃わない等、審査に必要な内容の確認できる書類がない場合はその他クール・ネット東京が必要と認める書類

※ 貸与先が法人格を有しない団体の場合は、クール・ネット東京に提出書類についてご相談ください。

※ オンライン申請時には各書類は、スキャンや写真などでデータ化してください(上限容量は各5MBです)

※ 契約書等を電子署名で行った場合はタイムスタンプの署名検証画面を添付してください。

《記載事項の詳細》

■ リース事業者分

(1) 申請者(リース事業者)の登記事項証明書(コピー可)

- ① 申請受付日から3か月以内に発行されたものであること。
- ② 法務局の印及び発行日のあるもの、全ページの提出が必要です。登記情報提供サービスで発行した登記事項証明書は無効です

(2) 購入車両の代金に係る請求書又は注文書

- ① 注文書、売買契約書、請求書、納品請求書、等の名前で、申請者名と販売会社名の記載があり、売主と申請者との押印や署名があるなど、契約締結の意思を示した書式であること。
- ② CEV 補助金の対象車種一覧に記載されている車名・グレードが確認できること。(印字されていない場合は、手書きで追記可)
- ③ 車両本体価格および支払金額全額が確認できること。支払金額は、最終的に確定し、実際に支払った額であること。(領収金額を確認します。)
- ④ 下取り金額・下取り車のリサイクル預託金返金額を新車購入に充当する分は、現金支払分とは別に明記されていること。(リサイクル預託金相当額通知書等でも可)

(3) 購入車両の代金の支払に係る領収書

- ① 領収書の宛名が申請者と同一名義であること。
- ② 請求書などに記載された車両代金全額分の領収書が必要。頭金の支払いなどで複数枚に分かれる場合は、全ての領収書を提出すること。
- ③ 金額が車両本体以外のものも区分けせずに記載されている場合は、車両本体の支払額がわかる内訳を明記(別紙でも可)
- ④ クレジット(所有権留保付ローン)で購入の場合はクレジット、ローン契約書を提出すること。(申込書ではなく契約書を提出してください。契約番号が記載されているものが望ましく、少なくとも契約締結日が明記されているものを提出してください)
- ⑤ 申請時に全ての代金の支払いが完了していない場合は、販売業者と申請者で締結された今後全額支払うことが明記された契約書の写し及び約款の写しを提出すること。
- ⑥ 銀行振込についても領収書を提出すること

(4) 自動車検査証記録事項

- ① 令和5年1月4日以降に初度登録された車両は電子車検証が発行されます。電子車検証は「所有者や申請者の住所」や「使用の本拠の位置」が記載されていないため、「自動車検査証記録事項」をダウンロードの上、ご提出ください。

【国土交通省 電子車検証特設サイト URL】

<https://www.denshishakensho-portal.mlit.go.jp/>

- ② 初度登録(新規登録)時のものを提出すること。(「登録事項等通知書」、「オンライン情報提供サービスの書類」は無効です。)
- ③ 申請までの間に登録番号変更を行った場合は、変更後のもののみで可。その他変更を行った場合は、初度登録時のものと変更後のものがが必要です。
- ④ 「所有者」名または「使用者」名は申請者名と同一であること。ただし、車両の所有権が留保された購入において、申請車両の「所有者」が販売会社又はローン会社、リース会社等となっている場合は例外として認める。

(5) リース契約書

- ① リース契約成立後の契約書であること。
- ② リース期間、リース料金、車両(登録番号、車台番号等)が記載されていること。
- ③ リース契約期間は、原則、処分制限期間以上であること。
- ④ 申請者(借主)及び貸与元双方の印があるもの
- ⑤ 月々リース料金から助成金額以上が差し引かれているもの

※⑤については、再生可能エネルギー電力導入による助成額の増額申請の場合を除く。

※リース契約書で助成金額以上が差し引かれていない場合、以下の方法にて書類をそろえること。

ア 当該助成金額をリース料金から差し引いてリース契約を再締結する

イ 契約書の特約事項欄などに「補助金を均等相殺する」旨と月額の詳細が記載されているもの

⇒ イの特約事項記載できない場合、算定根拠明細書を添付。(次の項目(7)をご覧ください。)

ウ 契約書助成金額確定後もしくは入金後に助成金額をリース料から減額し、月々のリース料へ反映することを明記した覚書等を申請者及び貸与先で締結のうえ提出すること。

(イの特記事項例文)

【補助金に関する事項】

本契約のリース物件車両は、東京都における電気自動車等の普及促進事業助成金の対象車であり、助成金〇〇円を受領した場合には、月額リース料に均等相殺します。

リース料金総額(税抜き)	補助金無し	●●円
	補助金有り	△△円
月額リース料金(税抜き)	補助金無し	●●円
	補助金有り	△△円
	2回目以降	●●円

(6) 誓約書(第2号様式)

⇒ 貸与先の手紙が必要です。

(7) 貸与料金の算定根拠明細書

(リース契約書上で助成金相当額以上が差し引かれており、かつ契約書に申請者(借主)及び貸与元双方の印がある場合は不要です。)

- ① 借主(申請者)の住民票もしくは印鑑証使用者を貸与先と明記
- ② 氏名と一致すること
- ③ 誓約書(第2号様式)の署名又は記名と一致すること

■ 貸与先書類

住民票又は印鑑証明書(コピー可)

(1) 貸与先の住民票又は印鑑証明書の原本又はコピー(申請者の方がご用意ください。)

- ① マイナンバーが記載されていないこと。又は、黒塗りされていること。
- ② 住所が東京都内であること。
- ③ 申請受付日から3か月以内に発行されたものであること。

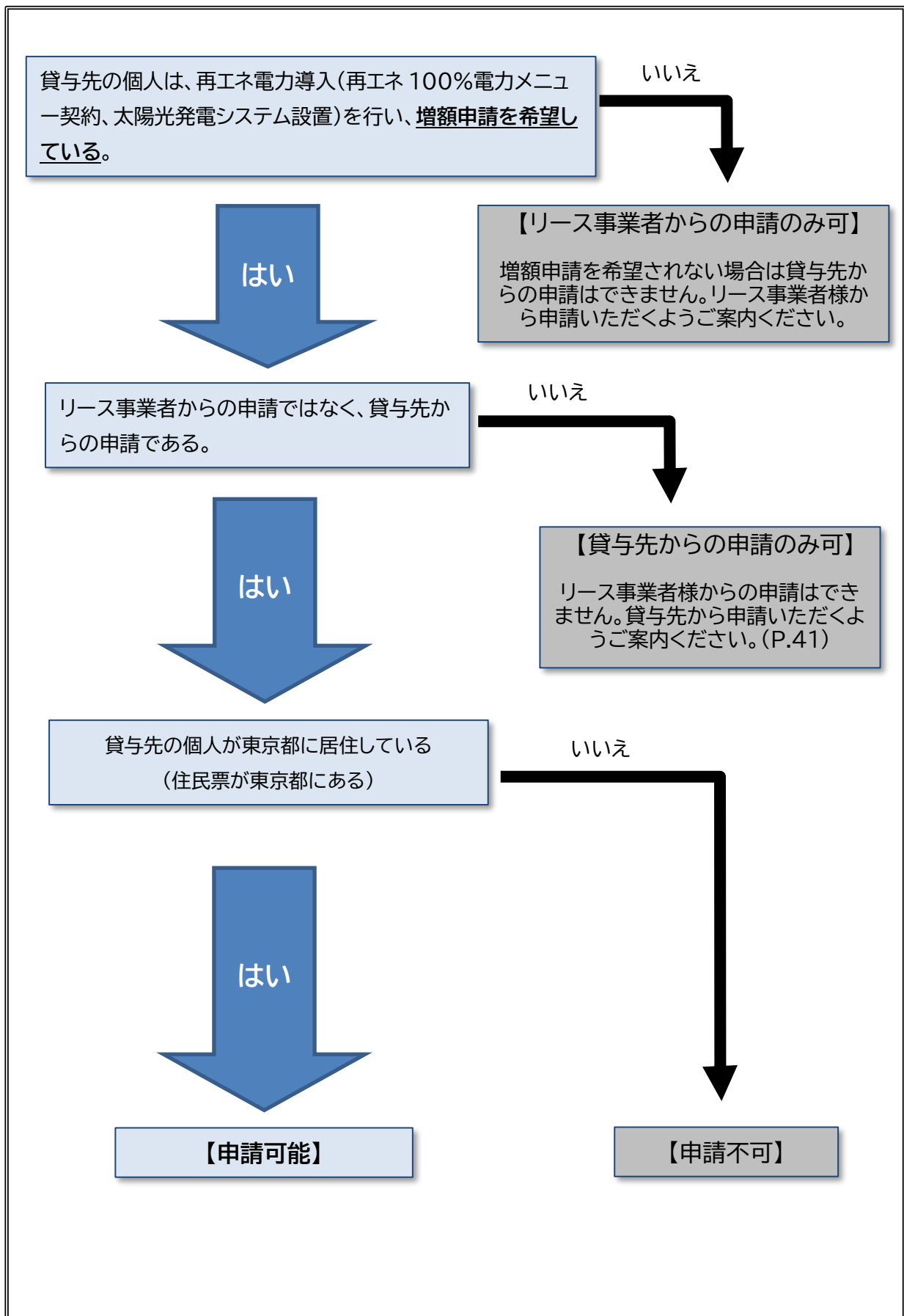
VII-2 リース(貸与先が個人)

再生可能エネルギー電力の導入による助成額の増額申請をする場合



1 申請可否フローチャート

(1) 貸与先＝個人で再生可能エネルギー電力の導入による助成額の増額申請をする



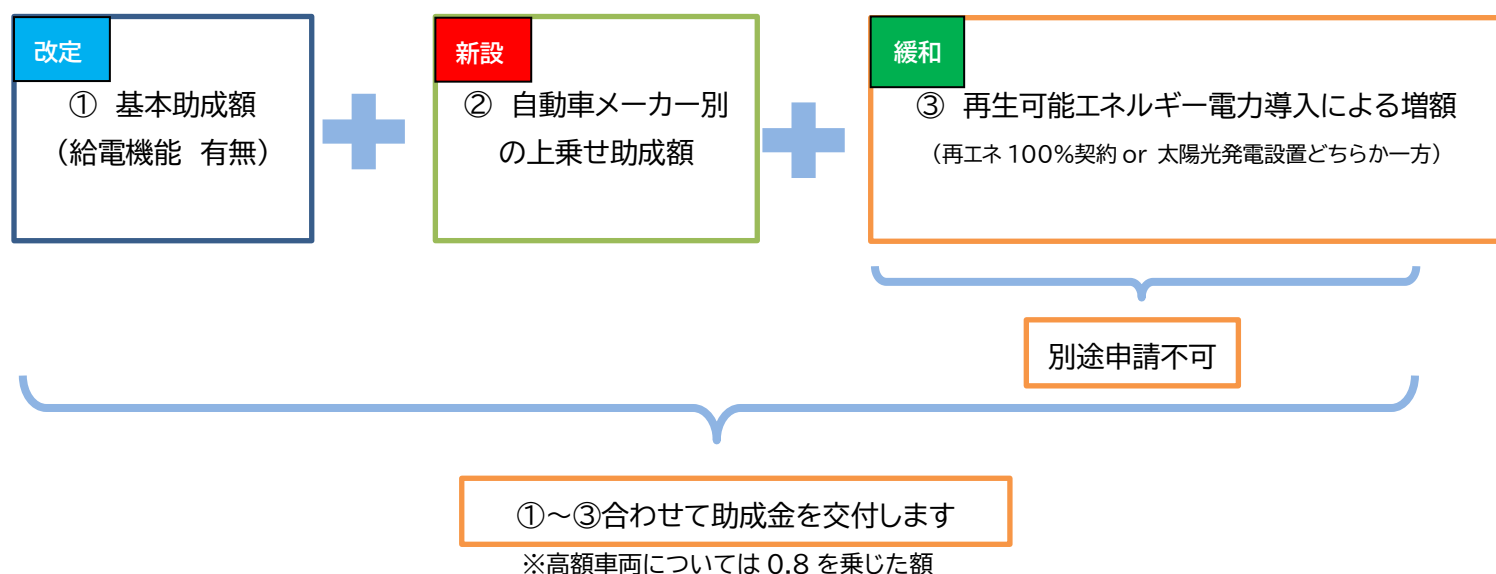
2【再生可能エネルギー電力の導入による助成額の増額】

再生可能エネルギー100%電力メニューを契約している、又は太陽光発電システムを設置又は自営線で接続しており、一定の要件を満たす場合は、増額された助成額を申請することができます。 申請は貸与先からの申請のみです。リース事業者からの申請はできません。

【注意点】

- ①増額申請をされる場合は、申請は貸与先からの申請のみです。リース事業者からの申請はできません。
- ②対象車両を購入時に導入がなくても、本助成金の申請時に契約済みおよび設置済みであれば申請が可能です。(申し込みの状態では申請不可。契約後および設置後かつ初度登録から一年以内に申請してください)
- ③基本助成額と合わせた申請が必要となりますので、増額分のみを別途申請する等のことはできません。
- ④再生可能エネルギー電力メニューの契約、太陽光発電システムの設置の両方を導入されている場合でも、どちらか一方しか申請できません。

【体系図】



3 必要書類

	書 類
1	購入車両の自動車検査証記録事項
2	リース契約書(リース事業者及び貸与先双方の印があるもの)様式)
3	貸与先の誓約書(第2号様式)
4	貸与料金の算定根拠明細書(第9号様式)
5	住民票又は印鑑証明書(コピー可)
6	再生可能エネルギー電力の導入が確認できる書類
7	上記が揃わない等、審査に必要な内容の確認できる書類がない場合はその他クール・ネット東京が必要と認める書類

貸与先が法人格を有しない団体の場合は、クール・ネット東京に提出書類についてご相談ください。

※ オンライン申請時には各書類は、スキャンや写真などでデータ化してください(上限容量は各5MBです)

※ 契約書等を電子署名で行った場合はタイムスタンプの署名検証画面を添付してください。

■ 記載事項の詳細

(1) 自動車検査証記録事項

- ① 令和5年1月4日以降に初度登録された車両は電子車検証が発行されます。電子車検証は「所有者や申請者の住所」や「使用の本拠の位置」が記載されていないため、「自動車検査証記録事項」をダウンロードの上、ご提出ください。

【国土交通省 電子車検証特設サイト URL】

<https://www.denshishakensho-portal.mlit.go.jp/>

- ② 初度登録(新規登録)時のものを提出すること。(「登録事項等通知書」、「オンライン情報提供サービスの書類」は無効です。)
- ③ 申請までの間に登録番号変更を行った場合は、変更後のもののみで可。その他変更を行った場合は、初度登録時のものと変更後のものがが必要です)
- ④ 所有者」名もしくは「使用者」名は申請者名と同一であること。ただし、車両の所有権が留保された購入において、申請車両の「所有者」が販売会社又はローン会社、リース会社等となっている場合は例外として認める。

(2) リース契約書

- ① リース契約成立後の契約書であること。
- ② リース期間、リース料金、車両(登録番号、車台番号等)が記載されていること。
- ③ リース契約期間は、原則、処分制限期間以上であること。
- ④ 申請者(借主)及び貸与元双方の印があるもの
- ⑤ 月々リース料金から助成金額以上が差し引かれていないもの
- ※ 前払いリース料など頭金に相当する記載があるものに関しては、その内訳明細がわかるものを別途添付すること。

(3) 誓約書(第2号様式)

⇒ 貸与先のものがが必要です。

(4) 貸与料金の算定根拠明細書

(リース契約書上で助成金相当額以上が差し引かれておらず、かつ契約書に申請者(貸与先)及びリース事業者双方の印がある場合は不要です。)

- ① 貸与先の住民票もしくは印鑑証使用者を貸与先と明記
- ② 氏名と一致すること
- ③ 誓約書(第2号様式)の署名又は記名と一致すること

(5) 住民票又は印鑑証明書(コピー可)

- ① マイナンバーが記載されていないこと。又は、黒塗りされていること。
- ② 住所が東京都内であること。
- ③ 申請受付日から3か月以内に発行されたものであること。

(2) 再生可能エネルギー電力の導入が確認できる書類

次のページをご確認ください。

1<再生可能エネルギー100%電力メニュー契約による助成金増額申請>

【条件】

下記の対象メニューを導入し、電気の供給先が車両の自動車車検証の「使用の本拠の位置」又は自動車保管場所証明書(車庫証明書)若しくは保管場所標章番号通知書に記載の自動車の保管場所の位置と一致していること

■対象メニュー

- ① 環境省が指定する再生可能エネルギー電力メニューを契約している

>> 再エネ 100%電力調達要件について

リンク先 → <https://www.env.go.jp/air/100.html>

(【手法2】再エネ電力メニューについて「再エネ 100%電力メニュー一覧」をクリックの上、ご確認ください。)

- ② 東京都「再生可能エネルギーグループ購入促進モデル事業」(令和元年度から2年度)もしくは九都県市首脳会議「再生可能エネルギーグループ購入事業」(令和3年度から4年度)で提供する電力メニューのうち、再生可能エネルギーの割合が100%のもの

例:「みんなでいっしょに自然の電気」

【必要書類】

対象メニューの再生可能エネルギー電力メニューを契約している、少なくとも下記4つが確認できる書類

- ・メニューの名称
- ・提供事業者
- ・契約者名
- ・供給している住所

例:契約書の写し、検針票の写し、Web ページのお客様画面など

※ 使用の本拠の位置が登記事項証明書と同じ住所(Aとする)であるが、Aとは別に2km 圏内に所有の家屋の住所(Bとする)があり、そこで車庫証明を取得・登録し、Bにて再エネ100%電力を契約した場合は 車庫証明書もしくは保管場所標章番号通知書に記載の保管場所の位置とBの住所が同一であれば、増額申請が可能です。※使用の本拠の位置=A≠再エネ電力契約の住所=B
二世帯住宅等で、電力の契約者と申請車両の使用者が異なる場合も、電力の供給先が上記に該当する場合は増額申請可能です。

※ 既に契約している電力メニューが本補助の対象メニューである場合は、新たに契約する必要はありません。

※ 車両処分制限期間の間、対象メニューの中で電力メニューを変更することは可能です。交付決定後、変更する場合は、「変更届出書」をご提出ください。

※ 車両処分制限期間の間、条件を満たせなくなった場合は必ず申し出てください。

※ 処分制限期間の間、クール・ネット東京又は東京都により契約の継続を確認する場合があります。

2<太陽光発電システム設置による増額申請について>

【条件】

以下のすべての要件を満たしていること。

- ① 発電出力が2kw(1.995kw 以上)であること
(令和 4 年度初度登録の場合、発電出力が3kw(2.995kw 以上)であること)
- ② 電気自動車若しくはプラグインハイブリッド自動車の自動車検査証に記載の使用の本拠の位置に設置済みであること又は当該位置に自営線で接続されていること
※設置住所が違う場合、自動車保管場所証明書(車庫証明書)又は保管場所標章番号通知書に記載の自動車の保管場所の位置と同一であれば可。
・使用の本拠の位置＝太陽光設置住所(自営線での接続も可)
・保管場所の位置＝太陽光設置住所(自営線での接続も可)
- ③ 当該太陽光発電システムを構成するモジュールが一般財団法人電気安全環境研究所(JET)が定める JETPVm 認証のうち、モジュール認証を受けたものであること若しくは同等以上であること又は国際電気標準会議(IEC)のIECEE－PV－FCS制度に加盟する認証機関による太陽電池モジュール認証を受けたものであること。
ただし、すでに太陽光発電システムを導入している場合であって、当該太陽光発電システムが下記の表に掲げる国、都又は公社が実施していた太陽光発電システムに対する助成事業の助成対象となっていたときは、この限りではありません。

実施主体		助成制度名称
1	経済産業省 資源エネルギー庁	住宅用太陽光発電モニター事業(平成6年度から平成8年度まで)
2		住宅用太陽光発電導入基盤整備事業(平成9年度から平成 13 年度まで)
3		住宅用太陽光発電導入促進事業(平成 14 年度から平成 17 年度まで)
4		住宅用太陽光発電導入支援対策費補助事業(平成 20 年度から平成 23 年度まで)
5		住宅用太陽光発電導入支援復興対策事業(平成 23 年度から平成 25 年度まで)
6	都	家庭の創エネ・エネルギーマネジメント促進事業(平成 25 年度から平成 27 年度まで)
7	クール・ネット東京	住宅用太陽エネルギー利用機器導入促進事業(平成 21 年度及び平成 22 年度)
8		住宅用創エネルギー機器等導入促進事業(平成 23 年度及び平成 24 年度)

【必要書類】

①②③の要件を満たす書類

書類の例(対象も製品により異なるため下記の例で確認できない場合がございます)

- ◆ 接続契約のご案内
- ◆ 系統連絡票回答書の控え
- ◆ 検針票(購入料金のお知らせなど)
- ◆ 購入実績お知らせサービス
- ◆ Web 検針票
- ◆ 太陽光モジュール(パネル)の保証書
- ◆ 出力対比表
- ◆ 国、都、クール・ネット東京、他の国もしくは区市町村で定める太陽光発電システムに関連した助成を受けたことがわかる書類(交付決定通知書、額確定通知書)
- ◆ 再生可能エネルギー発電事業計画の認定について(認定通知書)
- ◆ 再生可能エネルギー発電設備を用いた発電の認定証明について(認定証明書)

【備考】

- 太陽光発電システムの設置場所が上記に該当しなくても、自営線で上記住所に電力を供給している場合は申請可能です。
- 二世帯住宅や集合住宅等で、太陽光発電システムの所有者と申請車両の使用者が異なる場合も、太陽光発電システムの発電出力量、設置場所が上記に該当する場合は増額申請可能です。
- 太陽光発電システムをリースで設置している場合も、太陽光発電システムの発電出力量、設置場所が上記に該当する場合は増額申請可能です。
- 全量売電の場合でも要件を満たしてれば増額申請可能です。
- 地番標記にて記載のあるものでも可ですが、なるべく使用の本拠の位置と同一である書類をご用意ください。
- その他、上記に記載のない書類でも提出いただくことで審査の中で認められる可能性もございますので、要件を満たすように書類をご提出いただくようお願いいたします。
- 車両処分制限期間の間、上記条件を満たす限りはソーラーパネルの交換等を行うことは可能です。
- 交付決定後、変更する場合は、「変更届出書」をご提出ください。
- 車両処分制限期間の間、条件を満たさなくなった場合は必ず申し出てください。特に、申請者の方が太陽光発電システムの所有者でない場合はご注意ください。

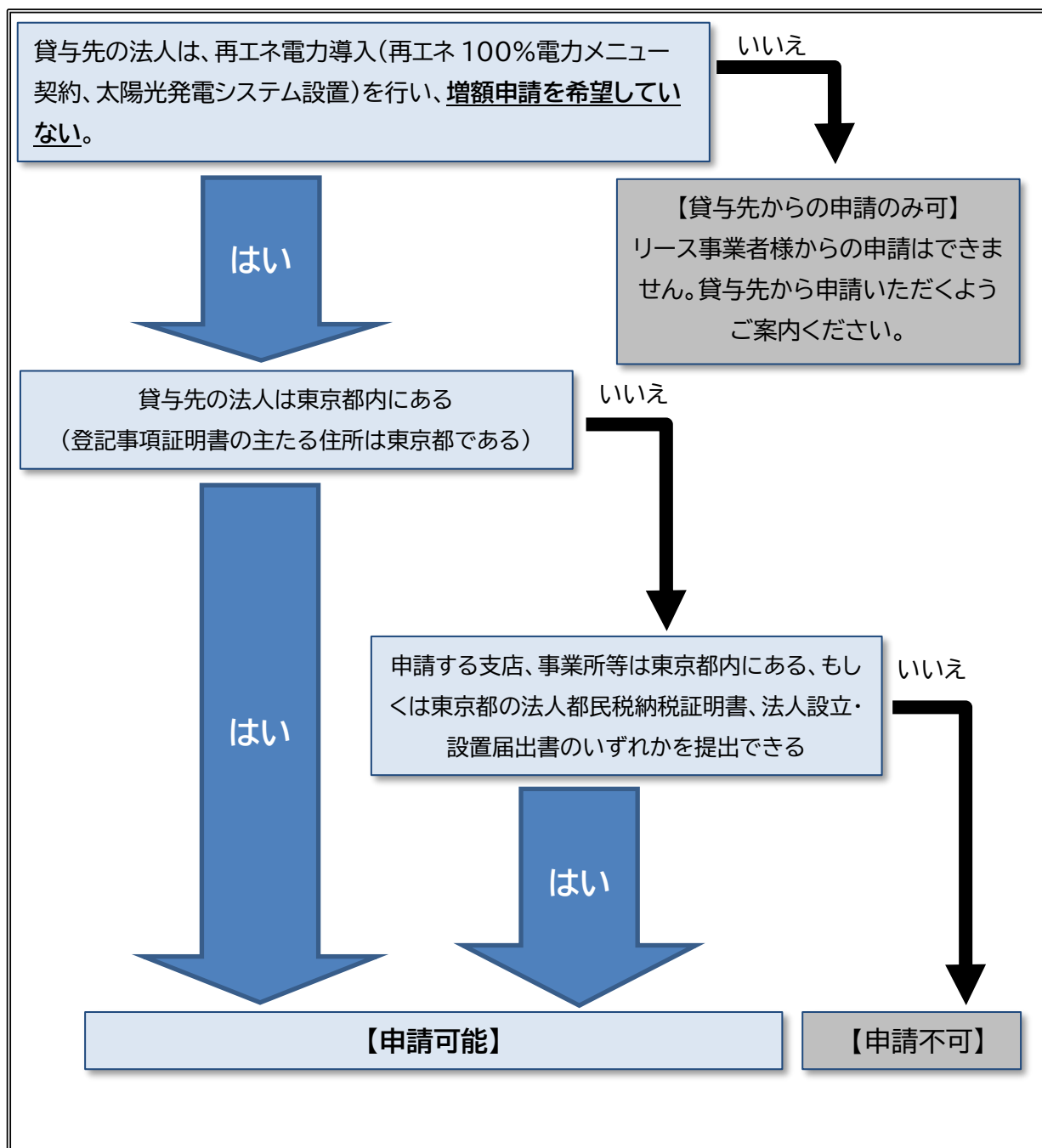
※処分制限期間の間、クール・ネット東京又は東京都により設置の継続を確認する場合があります。

VII-3 リース(貸与先が法人・個人事業主の場合)

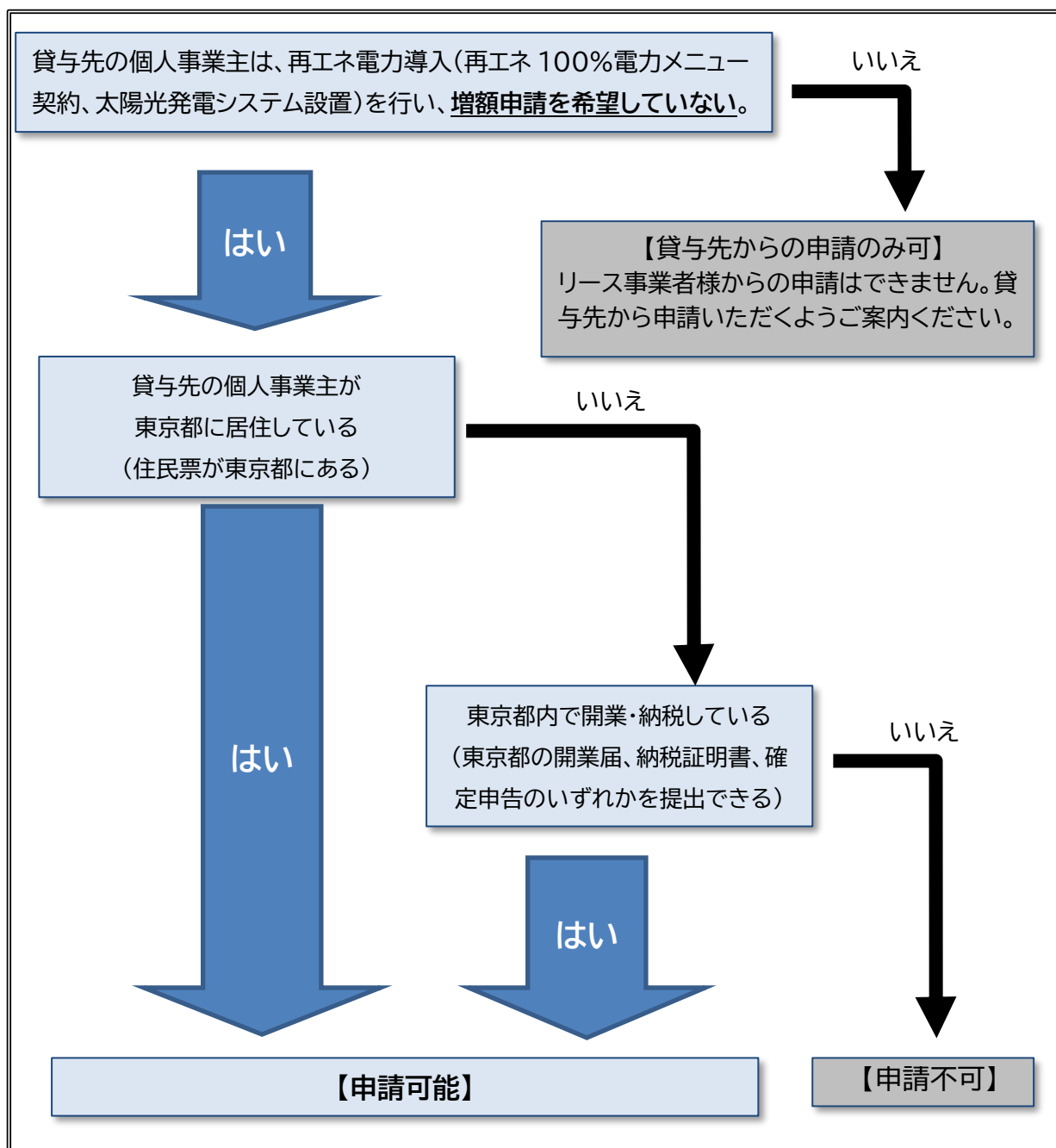


1 申請可否フローチャート

貸与先＝法人



貸与先＝個人事業主



2 必要書類

■ リース事業者分

	書 類
1	申請者≪リース事業者≫の登記事項証明書(コピー可) ※申請日時点で、発行日から3か月以内のものに限る。 ※法務局の印及び発行日のあるものの全ページの提出が必要です。(登記情報提供サービスで発行した登記事項証明書は無効です)
2	購入車両の代金に係る請求書又は注文書(車両本体価格(税抜)及び車名・グレードが確認できるもの)
3	購入車両の代金の支払に係る領収書
4	購入車両の自動車検査証記録事項
5	リース契約書(リース事業者及び貸与先双方の印があるもの)様式)
6	貸与先の誓約書(第2号様式)
7	貸与料金の算定根拠明細書(第9号様式)
8	上記がそろわない等、審査に必要な内容の確認できる書類がない場合は、その他クール・ネット東京が必要と認める書類

■ 貸与先分

	書 類
1	【法人の場合】 登記事項証明書現在事項全部証明書又は履歴事項全部証明書 ※登記事項に都内事業所等の掲載の無い申請の場合 (原則)法人都民税納税証明書 (法人都民税納税証明書)が提出できない場合法人設立・設置届出書 【個人事業主の場合】 住民票又は印鑑証明 ※(原則)都外在住の場合は個人事業税納税証明書 ※(納税証明書が提出できない場合)東京都の開業届、確定申告書
2	上記が揃わない等、審査に必要な内容の確認できる書類がない場合はその他クール・ネット東京が必要と認める書類として提出を求めます。

※ 貸与先が法人格を有しない団体の場合は、クール・ネット東京に提出書類についてご相談ください。

※ オンライン申請時には各書類は、スキャンや写真などでデータ化してください(上限容量は各5MBです)

※ 契約書等を電子署名で行った場合はタイムスタンプの署名検証画面を添付してください。

【記載事項の詳細】

■ リース事業者分

(1) 申請者<リース事業者>の登記事項証明書

- ① 申請受付日から3か月以内に発行されたものであること。
- ② 法務局の印及び発行日のあるもの、全ページの提出が必要です。登記情報提供サービスで発行した登記事項証明書は無効です

(2) 購入車両の代金に係る請求書又は注文書

- ① 注文書、売買契約書、請求書、納品請求書、等の名前で、**申請者名**と販売会社名の記載があり、売主と申請者との押印や署名があるなど、契約締結の意思を示した書式であること。
- ② CEV 補助金の対象車種一覧に記載されている**車名・グレード**が確認できること。(印字されていない場合は、手書きで追記可)
- ③ 支払金額全額が確認できること。支払金額は、最終的に確定し、実際に支払った額であること。(領収金額を確認します。)
- ④ 下取り金額・下取り車のリサイクル預託金返金額を新車購入に充当する分は、現金支払分とは別に明記されていること。(リサイクル預託金相当額通知書等でも可)

(3) 購入車両の代金の支払に係る領収書

- ① 領収書の宛名が申請者と同一名義であること。
- ② 請求書などに記載された支払金額全額分の領収書が必要。頭金の支払いなどで複数枚に分かれる場合は、全ての領収書を提出すること。
- ③ 金額が車両本体以外のものも区分けせずに記載されている場合は、車両本体の支払額がわかる内訳を明記(別紙でも可)
- ④ クレジット(所有権留保付ローン)で購入の場合はクレジット、ローン契約書を提出すること。(申込書ではなく契約書を提出してください。契約番号が記載されているものが望ましく、少なくとも契約締結日が明記されているものを提出してください)
- ⑤ 申請時に全ての代金の支払いが完了していない場合は、販売業者と申請者で締結された今後全額支払うことが明記された契約書の写し及び約款の写しを提出すること。
- ⑥ 銀行振込についても領収書を提出すること

(4) 自動車検査証記録事項

- ① 令和5年1月4日以降に初度登録された車両は電子車検証が発行されます。電子車検証は「所有者や申請者の住所」や「使用の本拠の位置」が記載されていないため、「自動車検査証記録事項」をダウンロードの上、ご提出ください。

【国土交通省 電子車検証特設サイト URL】

<https://www.denshishakensho-portal.mlit.go.jp/>

- ② 初度登録(新規登録)時のものを提出すること。(「登録事項等通知書」、「オンライン情報提供サービスの書類」は無効です。)
- ③ 申請までの間に**登録番号変更**を行った場合は、変更後のもののみで可。その他変更を行った場合は、初度登録時のものと変更後のものがが必要です)

- ④ 「所有者」名もしくは「使用者」名は申請者名と同一であること。ただし、車両の所有権が留保された購入において、申請車両の「所有が販売会社又はローン会社、リース会社等となっている場合は例外とする

(5) リース契約書

- ① リース契約成立後の契約書であること。
 - ② リース期間、リース料金、車両(登録番号、車台番号等)が記載されていること。
 - ③ リース契約期間は、原則、処分制限期間以上であること。
 - ④ 申請者(借主)及び貸与元双方の印があるもの
 - ⑤ 月々リース料金から助成金額以上が差し引かれているもの
- ※⑤については、再生可能エネルギー電力導入による助成額の増額申請の場合を除く。
※リース契約書で助成金額以上が差し引かれていない場合、以下の方法にて書類をそろえてください。

ア 当該金額をリース料金から差し引いてリース契約を再締結する

イ 契約書の特約事項欄などに「補助金を均等相殺する」旨と月額の詳細が記載されているもの

⇒ イの特約事項記載できない場合、算定根拠明細書を添付(次の項目(7)を参照)

ウ 契約書助成金額確定後もしくは入金後に助成金額をリース料から減額し、月々のリース料へ反映することを明記した覚書等を申請者及び貸与先で締結のうえ提出すること。

(イの特記事項例文)

【補助金に関する事項】

本契約のリース物件車両は、東京都における電気自動車等の普及促進事業助成金の対象車であり、助成金〇〇円を受領した場合には、月額リース料に均等相殺します。

リース料金総額(税抜き)	補助金無し	●●円
	補助金有り	△△円
月額リース料金(税抜き)	補助金無し	●●円
	補助金有り	△△円
	2回目以降	●●円

(7) 誓約書(第2号様式)

⇒ 貸与先のものがが必要です。

(8) 貸与料金の算定根拠明細書

(リース契約書上で助成金相当額以上が差し引かれており、かつ契約書に申請者(借主)及び貸与元双方の印がある場合は不要です。)

- ① 借主(申請者)の住民票もしくは印鑑証使用者を貸与先と明記
- ② 氏名と一致すること
- ③ 誓約書(第2号様式)の署名又は記名と一致すること

■ 貸与先書類

(1)【法人の場合】

登記事項証明書現在事項全部証明書又は履歴事項全部証明書

- ① 申請受付日から3か月以内に発行されたものであること。
- ② 登記簿謄本は法務局の印及び発行日のあるもの、全ページの提出が必要です。
登記情報提供サービスで発行した登記事項証明書は無効です。
- ③ 申請者の名前や法人名が当該証明書内で確認できること。
登記事項に都内事業所等の掲載の無い申請の場合、原則「法人都民税納税証明書」
法人都民税納税証明書が提出できない場合は法人設立・設置届出書

【個人事業主の場合】

住民票又は印鑑証明書(コピー可)

- ① 申請受付日から3か月以内に発行されたものであること。
- ② 都外在住の場合は原則「個人事業税納税証明書」
個人事業税納税証明書が提出できない場合は開業届、確定申告書の写し

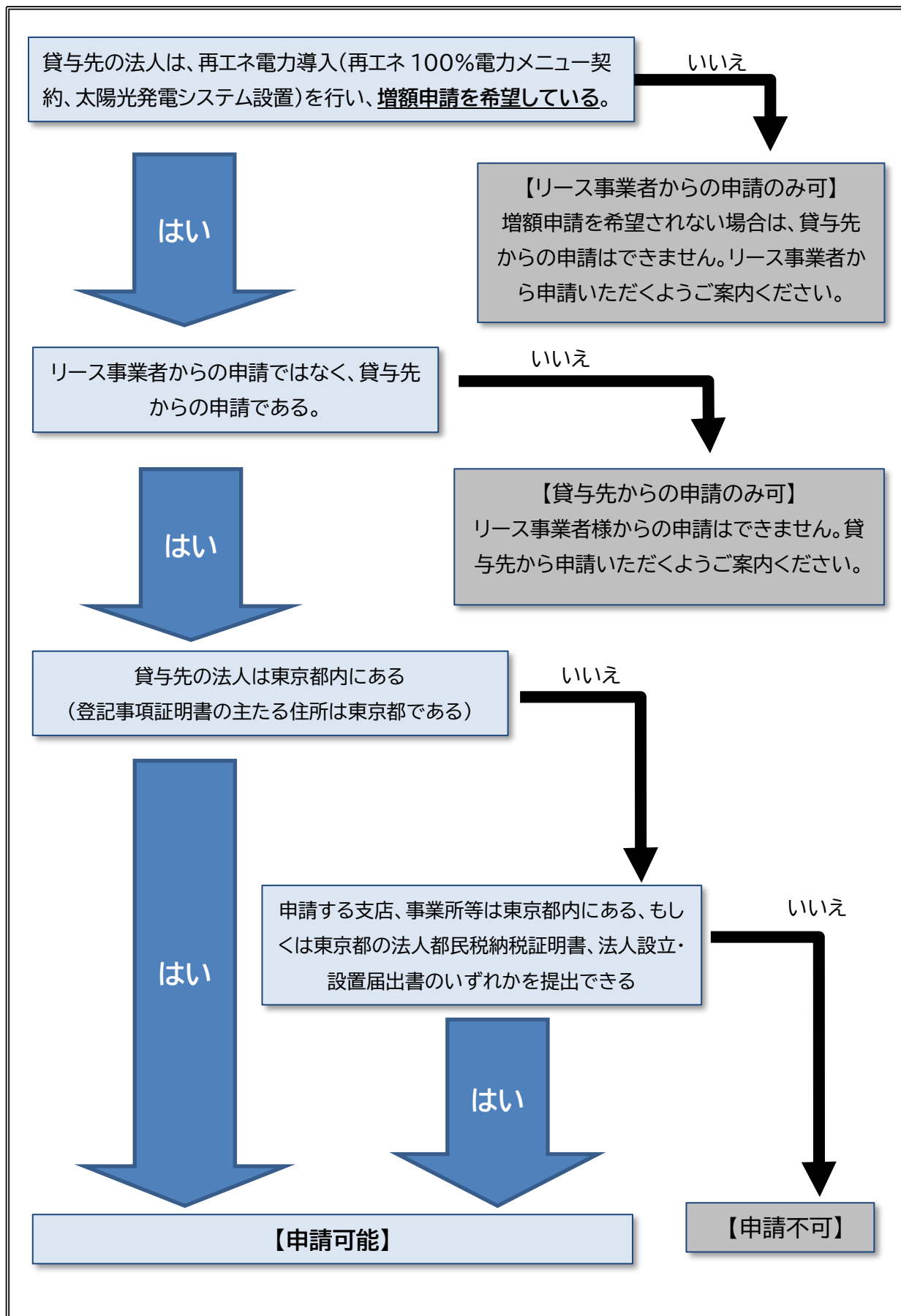
VII-4 リース(貸与先が法人・個人事業主の場合)

再生可能エネルギー電力の導入による助成額の増額申請をする場合

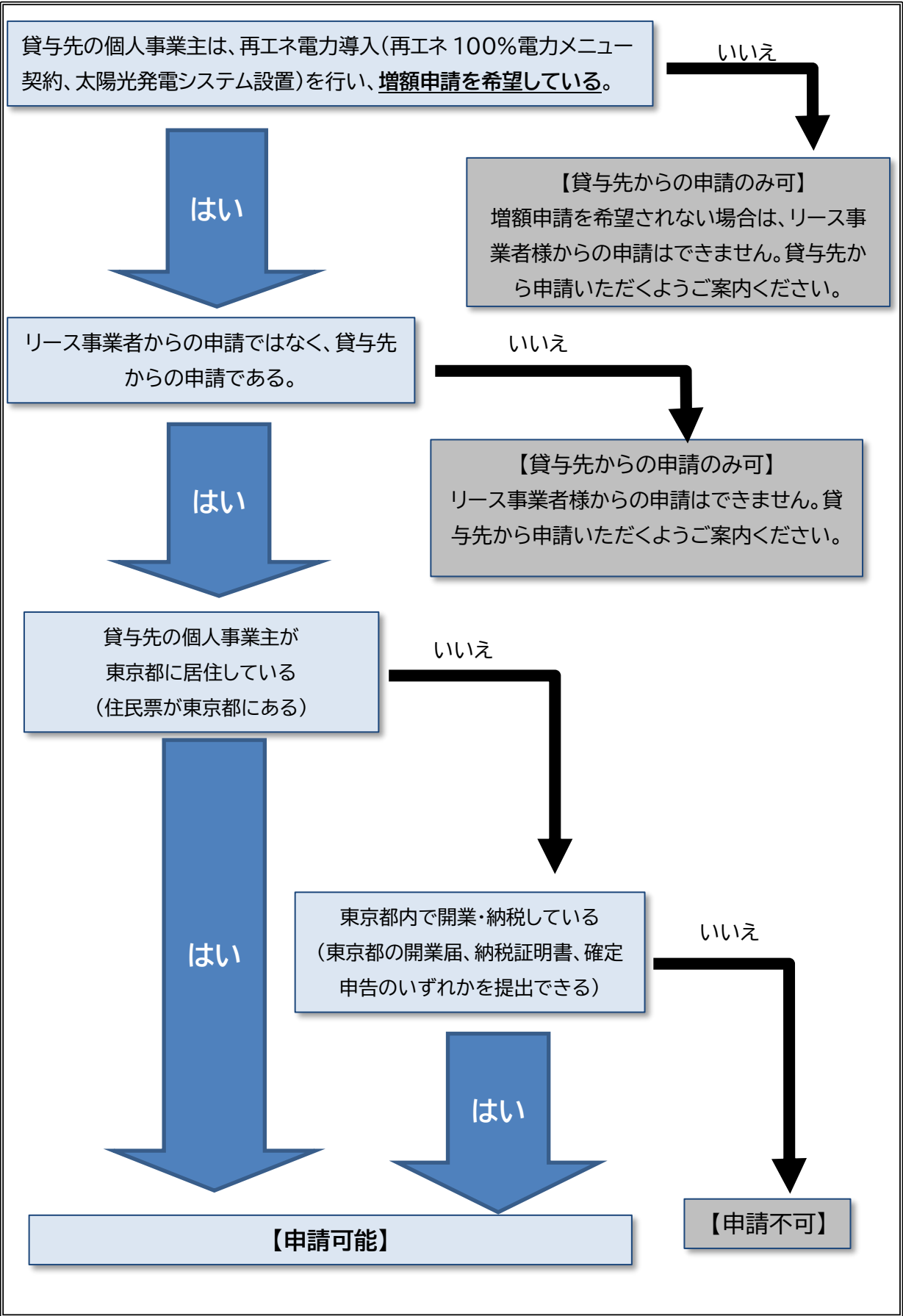


1 申請可否フローチャート

貸与先＝法人



貸与先＝個人事業主



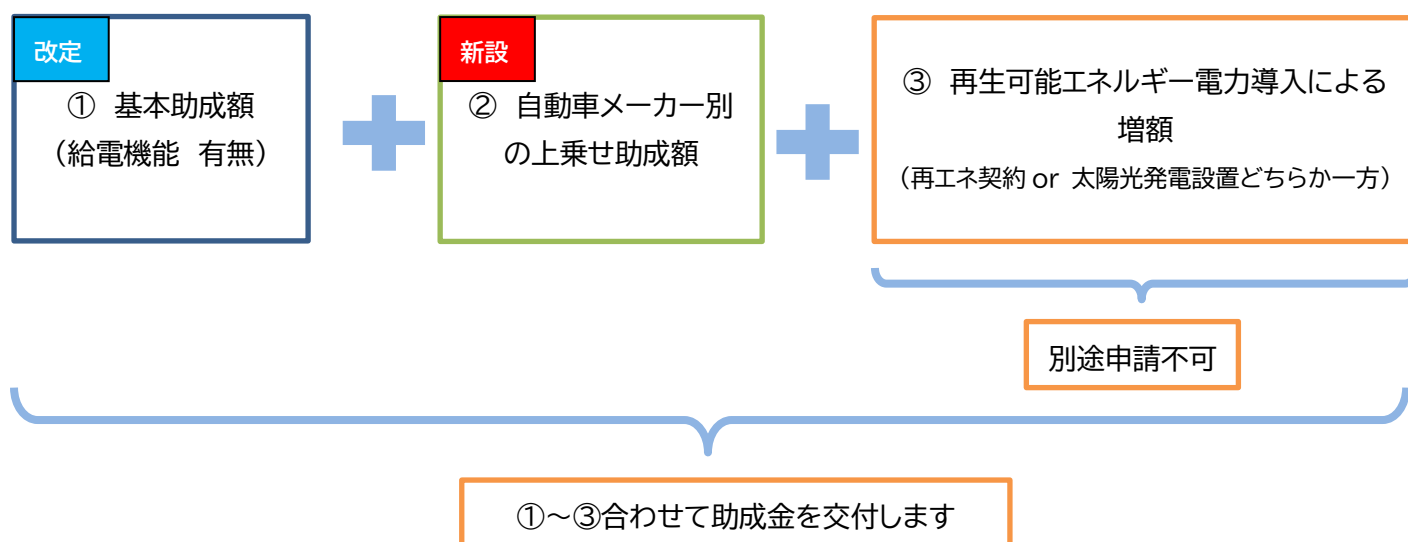
2 〈再生可能エネルギー100%電力メニュー契約による助成金増額申請〉

再生可能エネルギー電力メニューを契約している、又は太陽光発電システムを設置又は自営線で接続しており、一定の要件を満たす場合は、増額された助成額を申請することができます。
申請は貸与先からの申請のみです。リース事業者からの申請はできません。

【注意点】

- ①増額申請をされる場合は、申請は貸与先からの申請のみです。リース事業者からの申請はできません。
- ②対象車両を購入時に導入がなくても、本助成金の申請時に契約済みおよび設置済みであれば申請が可能です。(申し込みの状態では申請不可。契約後および設置後かつ初度登録から一年以内に申請してください)
- ③基本助成額と合わせた申請が必要となりますので、増額分のみを別途申請する等のことはできません。
- ④再生可能エネルギー電力メニューの契約、太陽光発電システムの設置の両方を導入されている場合でも、どちらか一方しか申請できません。

【体系図】



※高額車両については 0.8 を乗じた額

3 必要書類

	書 類
1	購入車両の自動車検査証記録事項
2	リース契約書(リース事業者及び貸与先双方の印があるもの)様式)
3	貸与先の誓約書(第2号様式)
4	貸与料金の算定根拠明細書(第9号様式)
5	【法人の場合】 登記事項証明書現在事項全部証明書又は歴事項全部証明書 登記事項に都内事業所等の掲載の無い申請の場合、法人都民税納税証明書又は法人設立・設置届出書 【個人事業主の場合】 住民票又は印鑑証明 都外在住の場合は納税証明書又は開業届、確定申告書の写し
6	再生可能エネルギー電力の導入が確認できる書類
7	上記が揃わない等、審査に必要な内容の確認できる書類がない場合はその他クール・ネット東京が必要と認める書類

- ※ 貸与先が法人格を有しない団体の場合は、クール・ネット東京に提出書類についてご相談ください。
- ※ オンライン申請時には各書類は、スキャンや写真などでデータ化してください(上限容量は各5MBです)
- ※ 契約書等を電子署名で行った場合はタイムスタンプの署名検証画面を添付してください。

■ 記載事項の詳細

(1) 自動車検査証記録事項

- ① 令和5年1月4日以降に初度登録された車両は電子車検証が発行されます。電子車検証は「所有者や申請者の住所」や「使用の本拠の位置」が記載されていないため、「自動車検査証記録事項」をダウンロードの上、ご提出ください。
 【国土交通省 電子車検証特設サイト URL】
<https://www.denshishakensho-portal.mlit.go.jp/>
- ② 初度登録(新規登録)時のものを提出すること。(「登録事項等通知書」、「オンライン情報提供サービスの書類」は無効です。)
- ③ 申請までの間に登録番号変更を行った場合は、変更後のもののみで可。その他変更を行った場合は、初度登録時のものと変更後のものがが必要です)
- ④ 所有者」名もしくは「使用者」名は申請者名と同一であること。ただし、車両の所有権が留保された購入において、申請車両の「所有者」が販売会社又はローン会社、リース会社等となっている場合は例外として認める。

(2) リース契約書

- ① リース契約成立後の契約書であること。
- ② リース期間、リース料金、車両(登録番号、車台番号等)が記載されていること。
- ③ リース契約期間は、原則、処分制限期間以上であること。
- ④ 申請者(借主)及び貸与元双方の印があるもの
- ⑤ 月々リース料金から助成金額以上が差し引かれていないもの
※前払いリース料など頭金に相当する記載があるものに関しては、その内訳明細がわかるものを別途添付すること。

(3) 誓約書(第2号様式)

⇒ 貸与先のものがが必要です。

(4) 貸与料金の算定根拠明細書

(リース契約書上で助成金相当額以上が差し引かれておらず、かつ契約書に申請者(借主)及びリース会社双方の印がある場合は不要です。)

- ① 借主(申請者)の住民票もしくは印鑑証使用者を貸与先と明記
- ② 氏名と一致すること
- ③ 誓約書(第2号様式)の署名又は記名と一致すること

(5) 【法人の場合】

登記事項証明書現在事項全部証明書又は履歴事項全部証明書

- ① 申請受付日から3か月以内に発行されたものであること。
- ② 登記簿謄本は法務局の印及び発行日のあるもの、全ページの提出が必要です。
登記情報提供サービスで発行した登記事項証明書は無効です。
- ③ 申請者の名前や法人名が当該証明書内で確認できること。
登記事項に都内事業所等の掲載の無い申請の場合、原則「法人都民税納税証明書」
法人都民税納税証明書が提出できない場合は法人設立・設置届出書

【個人事業主の場合】

住民票印鑑証明書(コピー可)

- ① 申請受付日から3か月以内に発行されたものであること。
- ② 都外在住の場合は個人事業税納税証明書、
個人事業税納税証明書が提出できない場合は開業届、確定申告書の写し

(6) 再生可能エネルギー電力の導入が確認できる書類

次のページをご確認ください。

(1)〈再生可能エネルギー100%電力メニュー契約による助成金増額申請〉

【条件】

下記の対象メニューを導入し、電気の供給先が車両の自動車車検証の「使用の本拠の位置」又は、自動車保管場所証明書(車庫証明書)若しくは保管場所標章番号通知書に記載の自動車の保管場所の位置と一致していること

■対象メニュー

- ① 環境省が指定する再生可能エネルギー電力メニューを契約している

>> 再エネ 100%電力調達要件について

リンク先 → <https://www.env.go.jp/air/100.html>

(【手法2】再エネ電力メニューについて「再エネ 100%電力メニュー一覧」をクリックの上、ご確認ください。)

- ② 東京都「再生可能エネルギーグループ購入促進モデル事業」(令和元年度から2年度)もしくは九都県市首脳会議「再生可能エネルギーグループ購入事業」(令和3年度から4年度)で提供する電力メニューのうち、再生可能エネルギーの割合が100%のもの

例:「みんなでいっしょに自然の電気」

【必要書類】

対象メニューの再生可能エネルギー電力メニューを契約している(小売電気事業者等と契約締結済であること(申込書など申込みの状態では申請できません。))少なくとも下記の 4 つが確認できる書類

- ・メニューの名称
- ・提供事業者
- ・契約者名
- ・供給している住所

例:契約書の写し、検針票の写し、Web ページのお客様画面など

- ※ 使用の本拠の位置が登記事項証明書と同じ住所(Aとする)であるが、Aとは別に2km 圏内に所有の家屋の住所(Bとする)があり、そこで車庫証明を取得・登録し、Bにて再エネ100%電力を契約した場合は 車庫証明書もしくは保管場所標章番号通知書に記載の保管場所の位置とBの住所が同一であれば、増額申請が可能です。※使用の本拠の位置=A≠再エネ電力契約の住所=B
二世帯住宅等で、電力の契約者と申請車両の使用者が異なる場合も、電力の供給先が上記に該当する場合は増額申請可能です。
- ※ 既に契約している電力メニューが本補助の対象メニューである場合は、新たに契約する必要はありません。
- ※ 車両処分制限期間の間、対象メニューの中で電力メニューを変更することは可能です。交付決定後、変更する場合は、「変更届出書」をご提出ください。
- ※ 車両処分制限期間の間、条件を満たせなくなった場合は必ず申し出てください。
- ※ 処分制限期間の間、クール・ネット東京又は東京都により契約の継続を確認する場合があります。

(2)〈太陽光発電システム設置による増額申請について〉

【条件】

以下の①～③のすべての要件を満たしていること。

- ① 発電出力が 2kw(1.995kw 以上)であること(令和 4 年度初度登録の場合、電出力が 3kw(2.995kw 以上)であること)
- ② 電気自動車もしくはプラグインハイブリッド自動車の自動車検査証に記載の使用の本拠の位置に設置済みであること、又は当該位置に自営線で接続されていること。
 ※設置住所が違う場合、自動車保管場所証明書(車庫証明書)又は保管場所標章番号通知書に記載の自動車の保管場所の位置と同一であれば可。
 ・使用の本拠の位置＝太陽光設置住所(自営線での接続も可)
 ・保管場所の位置＝太陽光設置住所(自営線での接続も可)
- ③ 当該太陽光発電システムを構成するモジュールが、一般財団法人電気安全環境研究所(JET)が定める JETPVm 認証のうち、モジュール認証を受けたものであること、もしくは同等以上であること、又は国際電気標準会議(IEC)の IEC61215-1 PV-Module 制度に加盟する認証機関による太陽電池モジュール認証を受けたものであること。
 ただし、すでに太陽光発電システムを導入している場合であって、当該太陽光発電システムが下記の表に掲げる国、都又はクール・ネット東京が実施していた太陽光発電システムに対する助成事業の助成対象となっていたときは、この限りではありません。

実施主体		助成制度名称
1	経済産業省 資源エネルギー庁	住宅用太陽光発電モニター事業(平成6年度から平成8年度まで)
2		住宅用太陽光発電導入基盤整備事業(平成9年度から平成13年度まで)
3		住宅用太陽光発電導入促進事業(平成14年度から平成17年度まで)
4		住宅用太陽光発電導入支援対策費補助事業(平成20年度から平成23年度まで)
5		住宅用太陽光発電導入支援復興対策事業(平成23年度から平成25年度まで)
6	都	家庭の創エネ・エネルギーマネジメント促進事業(平成25年度から平成27年度まで)
7	クール・ネット東京	住宅用太陽エネルギー利用機器導入促進事業(平成21年度及び平成22年度)
8		住宅用創エネルギー機器等導入促進事業(平成23年度及び平成24年度)

【必要書類】

①②③の要件を満たす書類

書類の例(対象も製品により異なるため下記の例で確認できない場合がございます)

- ◆ 接続契約のご案内
- ◆ 系統連絡票回答書の控え
- ◆ 検針票(購入料金のお知らせなど)
- ◆ 購入実績お知らせサービス
- ◆ Web 検針票

- ◆ 太陽光モジュール(パネル)の保証書
- ◆ 出力対比表
- ◆ 国、都、クール・ネット東京、他の国もしくは区市町村で定める太陽光発電システムに関連した助成を受けたことがわかる書類(交付決定通知書、額確定通知書)
- ◆ 再生可能エネルギー発電事業計画の認定について(認定通知書)
- ◆ 再生可能エネルギー発電設備を用いた発電の認定証明について(認定証明書)

【備考】

- 太陽光発電システムの設置場所が上記に該当しなくても、自営線で上記住所に電力を供給している場合は申請可能です。
- 二世帯住宅や集合住宅等で、太陽光発電システムの所有者と申請車両の使用者が異なる場合も、太陽光発電システムの発電出力量、設置場所が上記に該当する場合は増額申請可能です。
- 太陽光発電システムをリースで設置している場合も、太陽光発電システムの発電出力量、設置場所が上記に該当する場合は増額申請可能です。
- 全量売電の場合でも要件を満たしてれば増額申請可能です。
- 地番標記にて記載のあるものでも可ですが、なるべく使用の本拠の位置と同一である書類をご用意ください。
- その他、上記に記載のない書類でも提出いただくことで審査の中で認められる可能性もございますので、要件を満たすように書類をご提出いただくようお願いいたします。
- 車両処分制限期間の間、上記条件を満たす限りはソーラーパネルの交換等を行うことは可能です。
- 交付決定後、変更する場合は、「変更届出書」をご提出ください。
- **車両処分制限期間の間、条件を満たさなくなった場合は必ず申し出てください。特に、申請者の方が太陽光発電システムの所有者でない場合はご注意ください。**

※処分制限期間の間、クール・ネット東京又は東京都により設置の継続を確認する場合があります。

Ⅷ 助成金を申請後に必要なこと



1 助成事業の経理(交付要綱第 18 条)

助成事業に関する収支を明らかにした証拠の書類等(交付要綱表2に記載する書類のうち写しを提出する書類の原本及びその他の書類)を公社が本助成金の交付決定をした日の属する公社の会計年度の終了の日から処分制限期間(XII9(2)参照)を超過するまでの期間保存してください。

2 調査等(交付要綱第 19 条)

被交付者は本事業に関する報告の徴収、事業所等への立ち入り、物件の調査又は関係者への質問を受けたときは、これに応じなければなりません。

3 申請の撤回(交付要綱第 10 条)

助成対象者は、交付決定の内容又はこれに付された条件に対し異議や交付条件を満たさなくなったなど、やむを得ない事由がある場合は、助成金交付決定通知書(第3号様式)を受領した日から 14 日以内に助成金交付申請撤回届出書(第5号様式)を提出することで、助成金の交付申請を撤回することができます。

4 交付決定の取消し(交付要綱第 12 条)

以下のいずれかに該当する場合は、本助成金の交付決定の全部又は一部を取り消すことができるものとします。

- (1) 虚偽申請等不正事由が発覚したとき。※悪質な虚偽申請の場合、東京都と協議の上、今後の助成金申請ができなくなる場合があります。
 - (2) 交付決定の内容又は目的に反して本助成金を使用したとき。
 - (3) 本事業に係る公社の指示に従わなかったとき。
 - (4) 交付決定をうけたもの(法人その他の団体にあっては、代表者、役員又は使用人その他の従業員若しくは構成員を含む。)が、暴力団員等に該当するに至ったとき。
 - (5) その他本助成金の交付決定の内容又はこれに付した条件その他法令に違反したとき。
- クール・ネット東京は、第1項の規定による取消しをした場合は、速やかに当該被交付者に通知するものとする。

※本助成金の返還(交付要綱第 13 条)、違約加算金(交付要綱第 14 条)、延滞金(交付要綱第 15 条)等については交付要綱をご確認ください。

5 軽微な変更

- (1) 助成金の交付決定を受けてから処分制限期間内に以下の変更があった場合は、軽微な変更に関する届出が必要になります。
 - ・申請者の名前の変更(法人の代表者変更、社名変更、個人の改姓など)
 - ・申請者の住所変更
 - ・自動車検査証の記載情報(登録ナンバー等)の変更
 - ・リース契約に関する変更(再リースなど)

(2) 以下の条件を引き続き満たす必要があります。これを満たさなくなる場合は、処分に該当します。

- ・車検証における「使用の本拠の位置」が都内であること。

(3) 届出を行う場合は、以下の書類を提出してください。

- ・変更届出書(クール・ネット東京のホームページでダウンロード可能)
- ・変更後の自動車検査証の写し
- ・その他の変更が確認できる公的書類の写し

VIII-2 処分について

処分とは、本助成金の交付の目的に反して使用し、譲渡し、交換し、廃棄し、貸付け、又は担保に供することをいいます。

処分の例は以下のとおりです。(処分の制限(交付要綱第 17 条))

処分の例	処分の基準日
申請者住所の都外への変更	住民票等の公的書類における住所変更日
使用の本拠の位置を都外へ変更	車検証の変更登録日
譲渡(売却、下取り、廃車のための引渡)	売買契約日又は車両引渡日
リース契約満了・途中解約・承継による使用者変更 (解約後の譲渡・廃車を含む)	リース契約終了日
上記に当てはまらない名義変更	車検証の変更登録日
その他、本助成金の交付の目的に反する使用	個別に公社が指定

本助成金には、下記のとおり処分制限期間が定められています。

EV・PHEV(交付要綱 別表第3 第 17 条及び第 18 条関係)

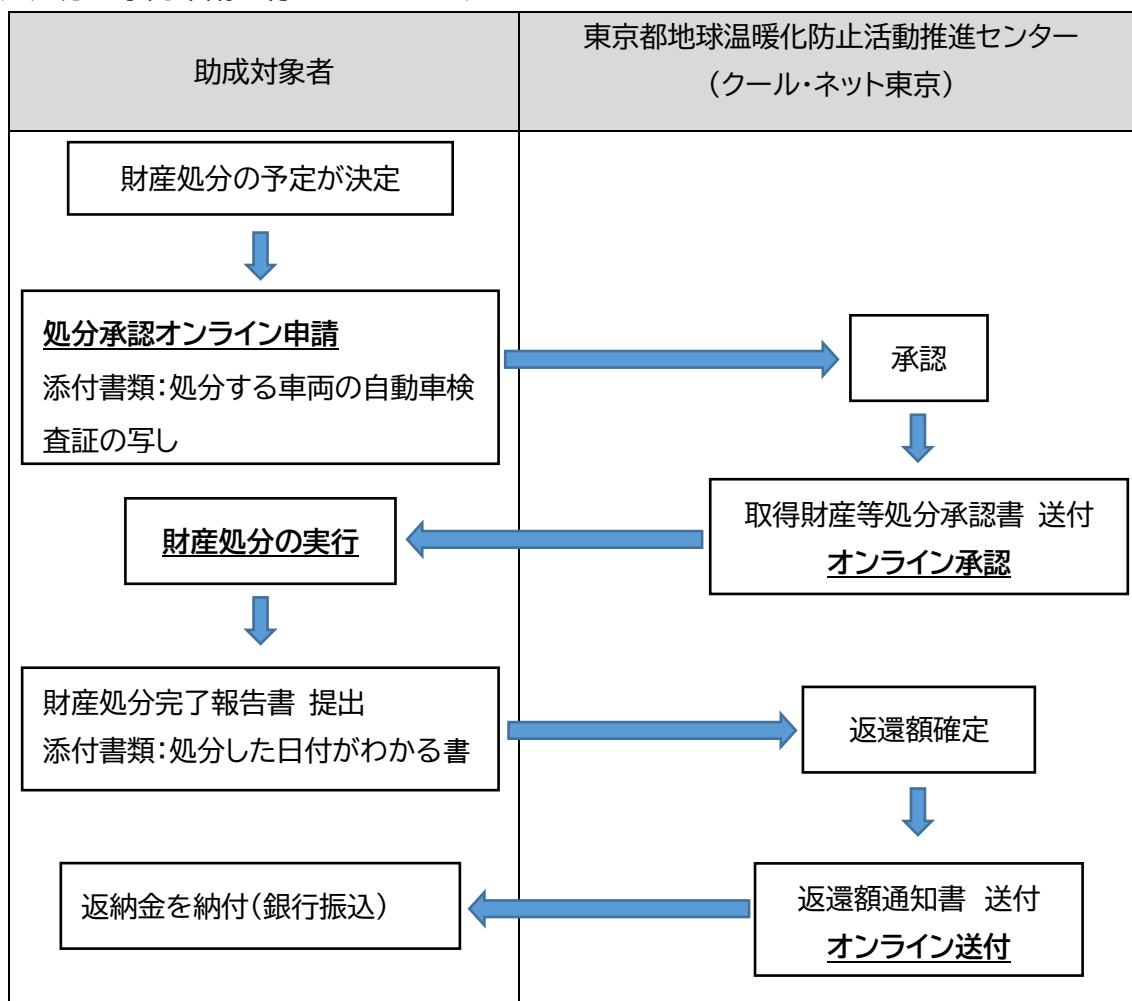
区分			処分制限期間
自家用車両(レンタカーを除く)			4年
区分			処分制限期間
運送事業用車両・レンタカー用車両	乗用車	総排気量2ℓ超のもの。総排気量がないものは道路運送車両法上の自動車の種別が普通自動車のもの。	4年
		総排気量0.6ℓ超2ℓ以下のもの。総排気量がないものは道路運送車両法上の自動車の種別が小型自動車のもの。	3年
	貨物車	道路運送車両法上の自動車の種別が普通自動車又は小型自動車で、積載量2トン超のもの	4年
		道路運送車両法上の自動車の種別が普通自動車又は小型自動車で、積載量2トン以下のもの	3年
	軽自動車	道路運送車両法上の自動車の種別が軽自動車のもの。	3年

※処分制限期間は、初度登録日から起算します。

※処分を行う際は、必ず事前に承認を受けてください。承認前の処分や無届の処分は交付要綱違反となり、助成金全額の返納を求める場合があります。ご注意ください。

処分の手続き(交付要綱第 17 条)

(1) 交付決定日以降、処分制限期間内に車両を処分するときは、以下のフロー図にしたがって、財産処分の承認申請を行ってください。



① クール・ネット東京のホームページからオンライン申請することができます。郵送の場合は、「取得財産等処分承認申請書」及び「財産処分完了報告書」の様式をダウンロードしてください。

② 郵送の場合の承認申請の提出先は、助成金の申請時と同じです。

③ クール・ネット東京から承認通知を受領したのちに処分を実行してください。

④ 承認申請書の到達から承認通知まで一定期間かかります。承認申請書に記載する「処分の予定日」は、提出日から一定期間空けてください。

承認前の処分や無届の処分は交付要綱違反となり、助成金全額の返納を求める場合があります。ご注意ください。

- (2) 処分制限期間内に助成対象自動車を処分するときは、返納金が発生します。クール・ネット東京から通知される「取得財産等の処分に係る返還額通知書」に基づき、納付してください。計算方法は次のとおりです。

$$\text{返還額}(\text{※1}) = \text{助成額} \times \left(1 - \frac{\text{経過期間}(\text{※2})}{\text{処分制限期間}(\text{※3})} \right)$$

※1 千円未満切り捨てです。

※2 初度登録日から所有権移転日(売却・下取りの場合は引渡日・入庫日)までの月数で計算します。

(例)10日に初度登録した場合、翌月10日までは1か月目、翌月11日からは2か月目となります。

※3 処分制限期間も、月数で計算します。

(例)自家用車両は処分制限期間4年なので48ヶ月で計算します。

※4 処分制限期間と経過期間が一致する場合は、申請の必要はありません。

- (3) 以下の場合、処分の承認を得るだけで、返納金は発生しません。なお、処分承認後に免除申請を行うことはできませんのでご注意ください。

免除理由	免除要件の確認に必要な書類
天災等により走行不能となり抹消処分する	・自治体発行の罹災証明書 ・損害額が車両の現在簿価を上回ることの証明 ・登録識別情報等通知書(抹消登録が記載されたもの)
過失の無い事故により走行不能となり抹消処分する	・自動車安全運転センター発行の交通事故証明書 ・申請者の過失がゼロであることが明記されている損害賠償に関する承諾書(免責証書)、示談書等の、記名・捺印があるもの。 ・損害額が車両の現在簿価を上回ることの証明 ・登録識別情報等通知書(抹消登録が記載されたもの) ・CEV補助金を併用している場合は、一般社団法人次世代自動車振興センター発行「クリーンエネルギー自動車導入事業費補助金相当額返納についてのお知らせ」の返納額なしのもの
申請者(リースの場合は貸与先)死亡により2親等以内の親族が車両を相続し、引き続き使用する(相続人が都内等の助成要件を満たす)	・申請者の除籍を証明する書類 ・申請者と相続人の続柄を証明する書類 ・変更後の車検証 ・リース契約書の承継契約書
その他クール・ネット東京が特に認める場合	クール・ネット東京が指定する書類

(参考)ホームページの御案内

○ 本事業のホームページ

- ・ FCV・EV・PHEV 車両

(燃料電池自動車等の導入促進事業・電気自動車等の普及促進事業)

<https://www.tokyo-co2down.jp/individual/subsidy/ev/index.html>

○ 関連事業のホームページ

- ・ 電動バイクの普及促進事業

https://www.tokyo-co2down.jp/individual/subsidy/re_evbike.html

- ・ FCV・EV・PHEV外部給電器

(燃料電池自動車等の導入促進事業・電気自動車等の普及促進事業)

<https://www.tokyo-co2down.jp/subsidy/ev-feed>

- ・ 戸建住宅におけるV2H普及促進事業

<https://www.tokyo-co2down.jp/subsidy/ev-v2h-2>

- ・ 戸建住宅向け充電設備導入促進事業

<https://www.tokyo-co2down.jp/subsidy/home-evcharge>

《お問い合わせ》

ホームページ記載の「お問い合わせフォーム」からお問い合わせいただきますようご協力お願い申し上げます。

東京都
EV・PHEV 車両
(電気自動車等の普及促進事業)
助成金申請書類作成の手引き

◇発行・編集 令和5年4月28日

令和5年12月20日 改訂

公益財団法人 東京都環境公社
東京都地球温暖化防止活動推進センター
(愛称:クール・ネット東京)

〒163-0809 東京都新宿区西新宿 2-4-1 新宿 NS ビル9階